

14. 21-595



1200501162680

14.21

595

岐阜県林業報告

3

国立国会図書館



始



正 90-12

142₁
595

岐阜縣林業報告

第參輯

緒言



本書は曩に發刊せる岐阜縣林業報告第一輯及び第二輯に記載せる事項を改訂補輯し且つ新なる事項を蒐録し以て本縣林業の一斑を窺ふの資に供せむとす。



昭和二年十一月

岐阜縣内務部

岐阜縣林業報告第參輯目次

總 說	一
林業獎勵施設	五
樹苗下付	五
普通樹苗	五
特殊樹苗	一七
造林補助	二〇
部落有林野整理統一及ひ入會整理	二三
町村有林野の施業指導	二六
公有林野官行造林	二九
林業共同施設獎勵	三三

竹林造成獎勵……………三六

竹林補助……………三六

模範竹林……………三六

指導竹林……………三六

林產獎勵……………四〇

竹細工……………四〇

山葵栽培……………四一

磨丸太……………四一

製炭……………四一

木炭檢查……………四一

沿草……………四一

檢查機關……………四一

木炭の規格……………四一

檢查成績……………三五

治水施設……………三五

保安林……………三五

森林開墾制限禁止地……………三五

砂防法指定地……………六〇

山地作業取締……………六一

造林命令地……………六二

荒廢地復舊事業……………六三

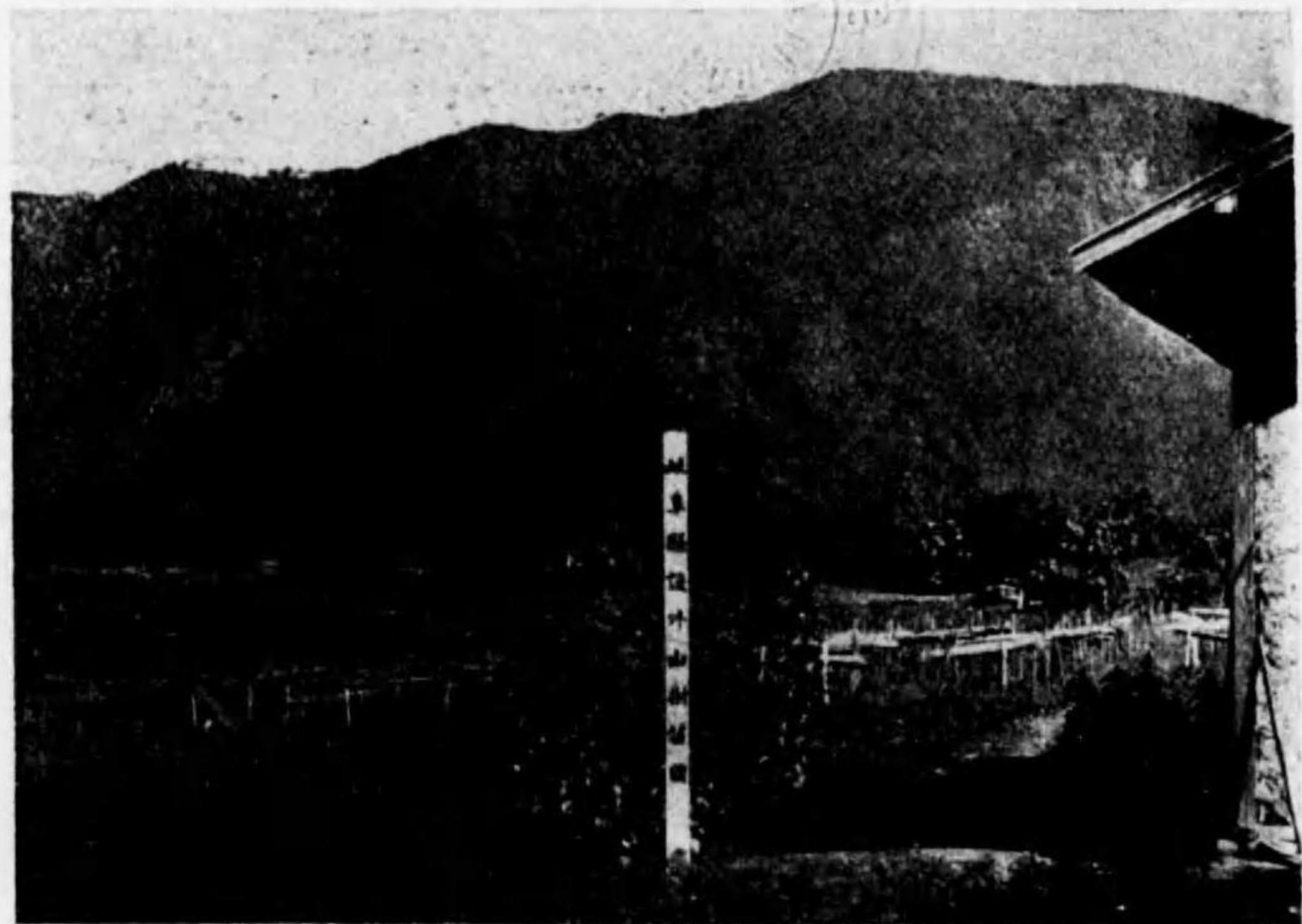
保安林特別補償……………六四

縣有林……………六五

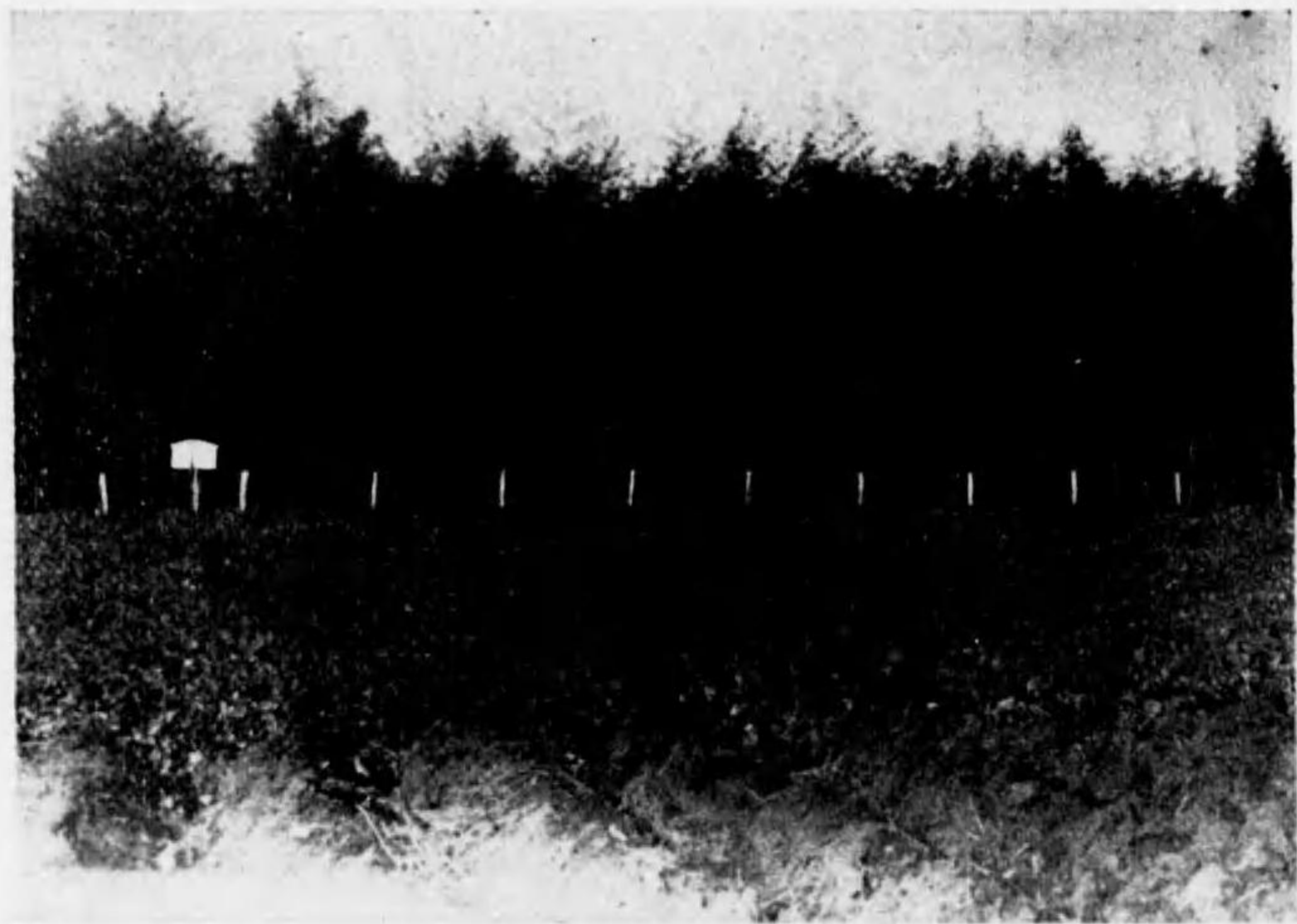
久瀨縣有林……………六五

增設縣有林……………六七

縣有林評價……………六八



本巢郡外山村樹苗圃圖



稻葉郡鵜沼村有模範竹林
 大正十二年四月竹植栽 昭和二一年一月攝影

林業團體……………八五

森林組合……………八五

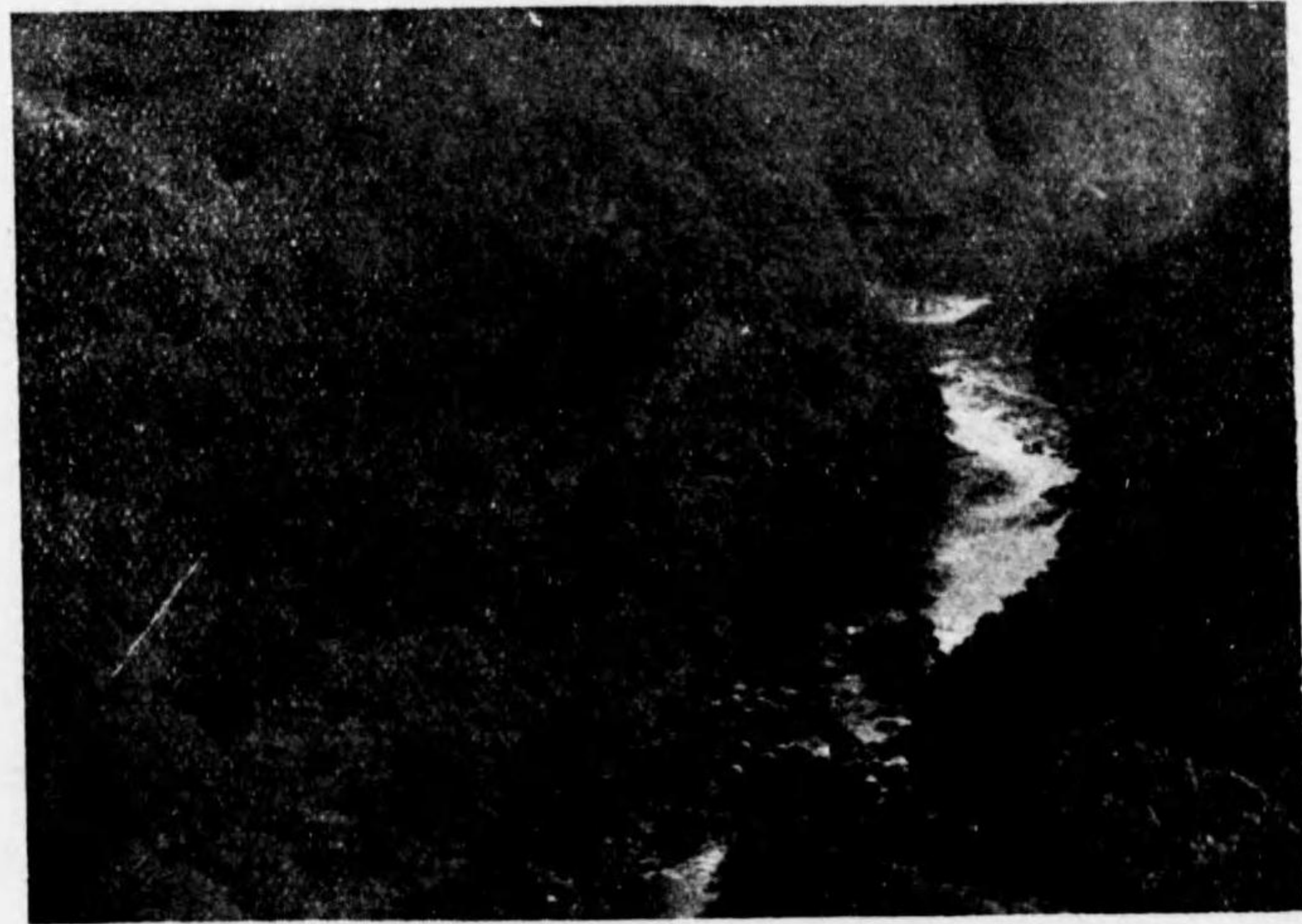
木炭同業組合……………八九

岐阜縣山林會……………八九

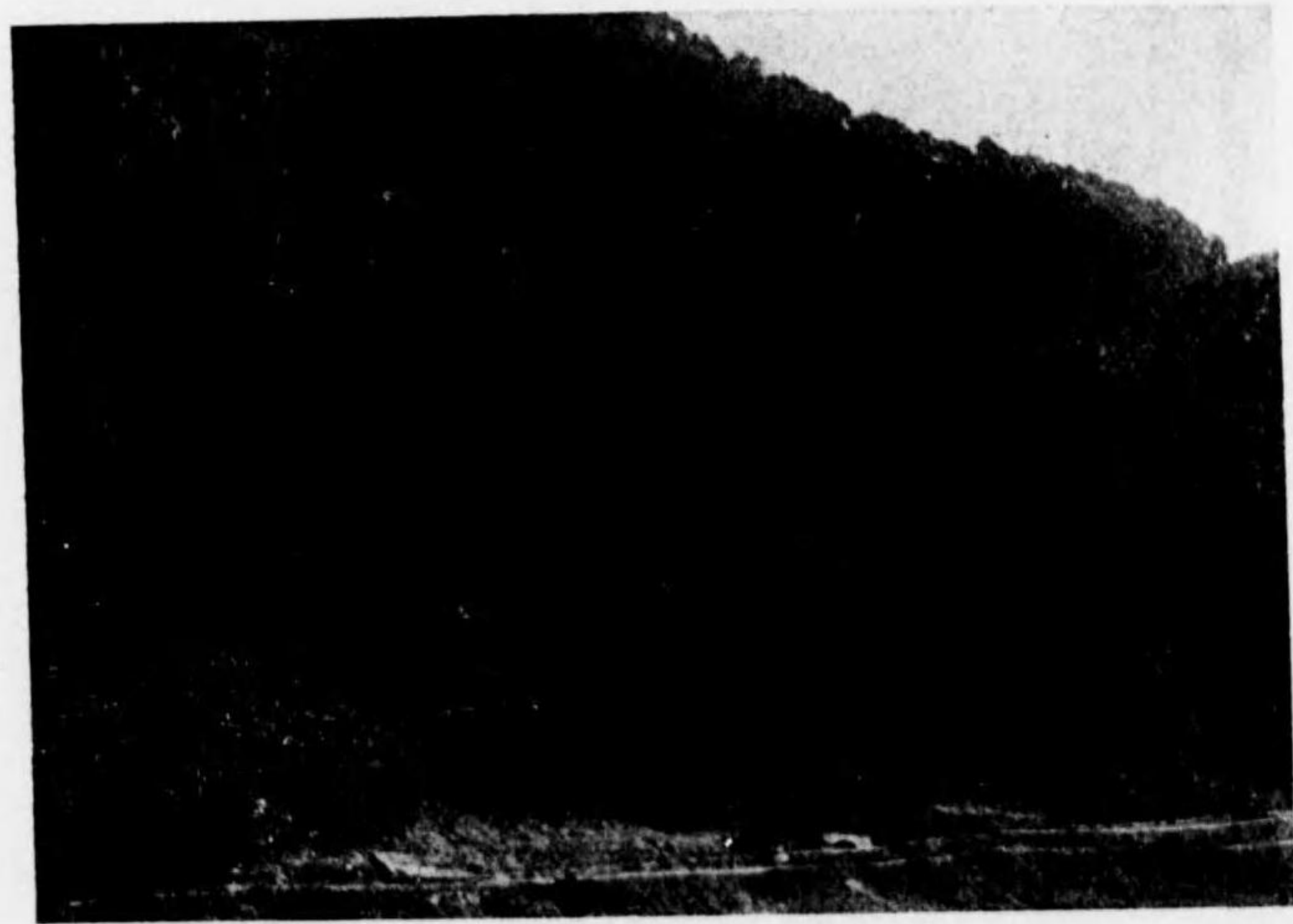
附錄

林業關係歲出比較表

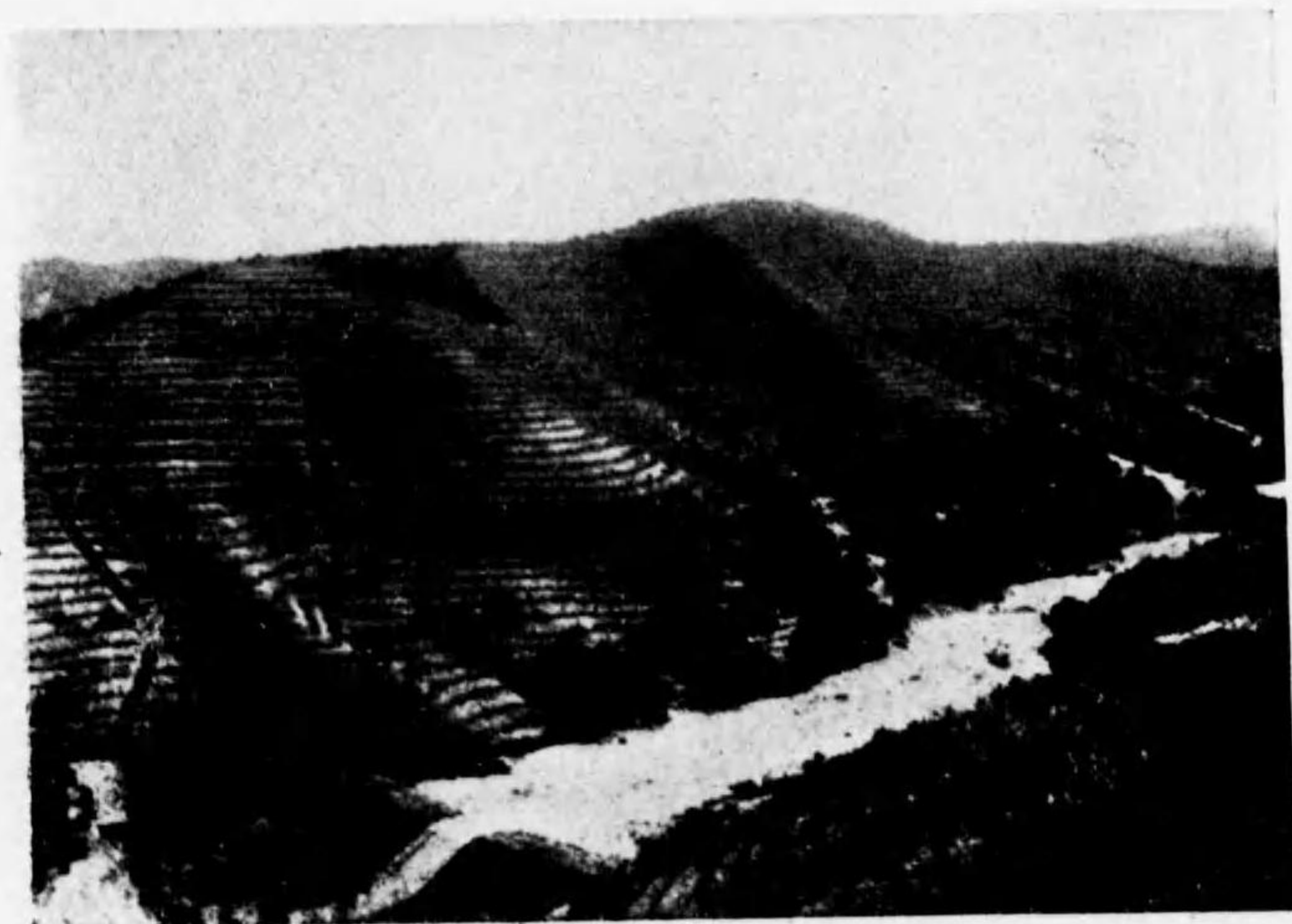
林野產物統計表



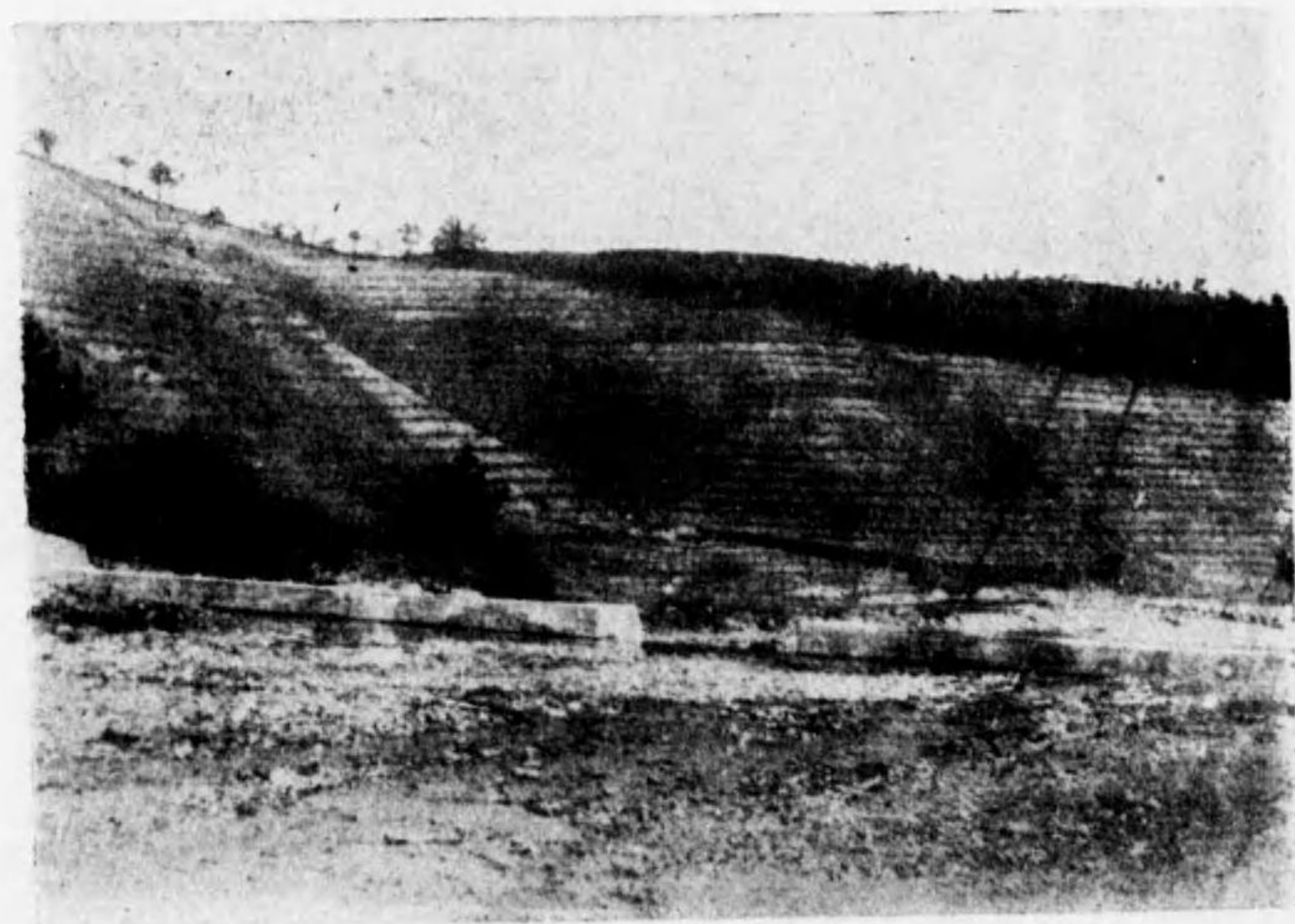
林有縣瀨久村橋藤郡斐揖
部一の地林造



林森るたし林成り依に苗樹付下
部一の林有町津百八郡茂加 栽植年九十三治明



事工舊復地廢荒山西字町津岐土郡岐土
影撮月三年五十正大 功竣月三年三十正大



事工舊復地廢荒入ヶ鹿字町島長郡那惠
況狀ノ目年一後行施事工



Faint, illegible text caption for the photograph on the right page.

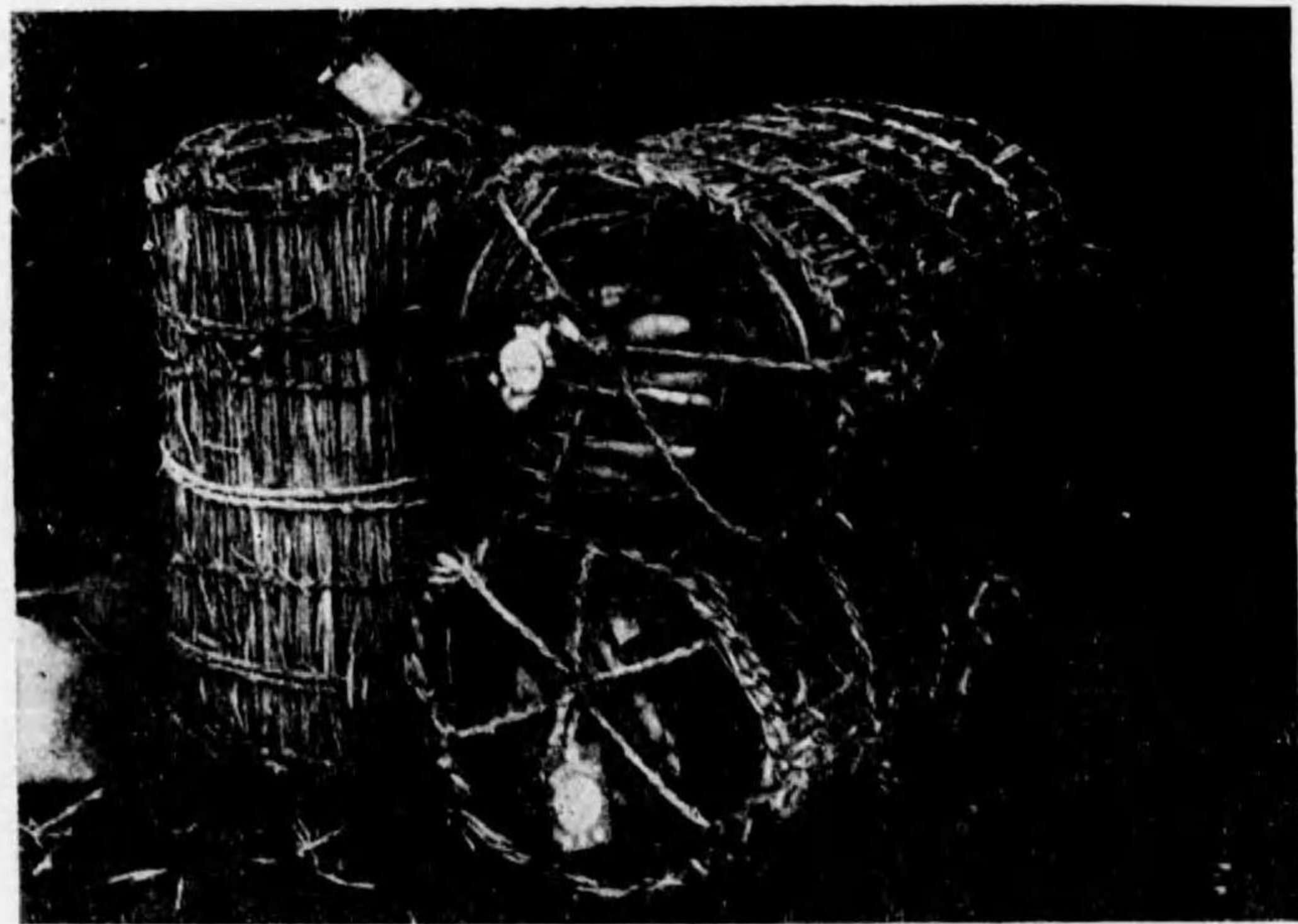


林森るたし林成り依に苗樹付下
部一の林有村保之下郡儀武 栽植年四十三治明

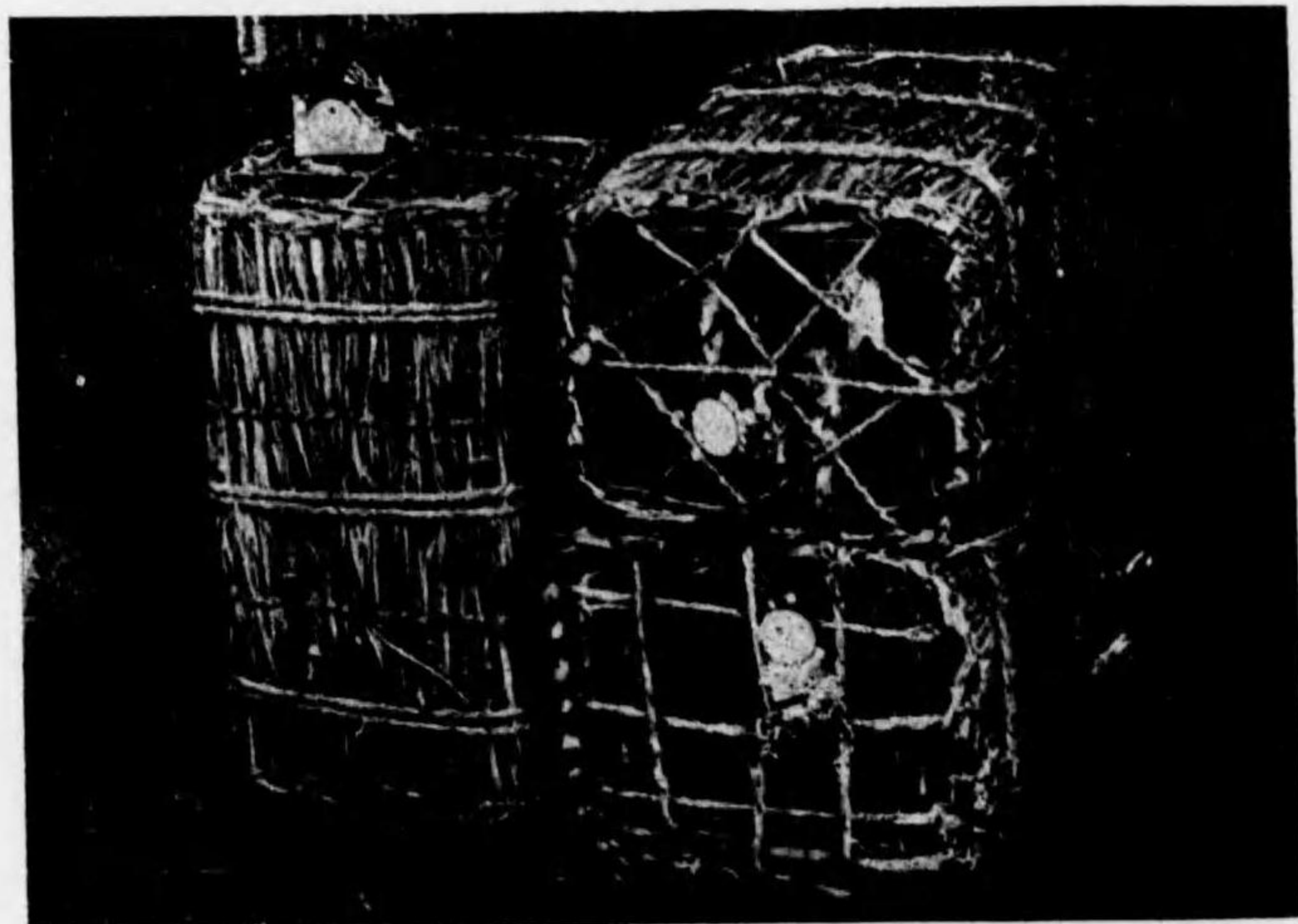


合組林森工土護保林造市屋鳥村保之上郡儀武
部一の道林





(炭白) 炭木查檢營縣產郡上郡



(炭黑) 炭木查檢營縣產郡巢本



岐阜縣林業報告

第參輯

總 說



治山治水は縣是なり。一塊の土石、一片の枝葉も之を恣にするを許さず。各種の法律命令は森林所有者の權利行使を制限禁止し縣亦負擔の能ふ限を盡して治水に關する施設に汲々怠らざるも尙容易に是等經費の膨大を輕減するに足らざるのみならず屢々暴威の襲來に逢ひて沃野數里、一縣の要部を亡失して荒寥慘憺の境地に陥らしめ、或は童山飛山を造成し土砂を流出しつゝあるが如き何れも森林の整理を根本的に解決し周到なる保護監督を爲すと共に進んで營林上必要なる施設を助成するの必要あるものとす。

山地の崩壞竝に洪水の原因は地形、土質地質及び森林の状態如何に係り、前三者は人爲を以て如何とも爲す能はざるも唯、森林は取扱如何により災を未然に防止し得べし。故に崩壞の虞ある土地は適當の地被物を構成せしめ、其の已に崩壞を初めたる土地は土砂

の流出を防止するに足るべき土木的設備を要す。然れども土木的設備は一時的にして植林は永久的なり蓋し林業上の設備は一は以て土地の崩壊を未然に防ぎ、一は以て既に衰へたる地力を回復して他日収入を得るの基礎を作るに在り。斯くして洪水を未然に防ぎ、漸次總ての山林を生産地に變化せしむるは國土の保安竝に産業振興上最も緊要なる事項なりとす。

本縣に於ける地殻の構成は彼の東南部に於ける花崗岩、東北部に於ける班岩より成る方面を除きては、大半古生層に屬し風化作用に對する抵抗力の強弱兩極端に位する各種の岩石雜然參差せる爲め凸凹最も著しき山勢を形成し、基岩は何れも脆弱にして恰も過熟の柿か外皮の爲め漸く形態を保持しつゝあるが如く、樹林竝に地被物の爲に僅に土砂の流出、山地の崩壊を防止しつゝあるの狀態を呈す。

而して本縣は既往に於て洪水頻臻し、其の顯著なるは明治二十一年然り、同二十四年濃尾の大震災に隨伴して山岳の大崩壊あり、更に同二十九年の水害の如き、濁流滔々桑田變じて滄海となり、其の退くや滿目荒寥慘を極む、此の秋有志者の挺身以て東奔西走奉公の誠を竭したる者少しとせず、就中金原明善翁の如き、七十の老軀を以て屢々美濃の山野を跋涉し特に揖斐川の水源地の如きは足跡を印せざる所なし、而して明治二十九年書を時

の宮相土方伯爵に致し具さに森林荒廢の劇甚なる速かに之が經營の策を講せずんば、西濃五十萬の民庶將に釜中の魚たらんの意味を以てせり。

湯本義憲氏嘗て利根川の水を治めて偉功あり、明治三十年本縣知事たるや、縣治は治山治水より急なるなきを看取し、種々研究調査の結果、次の方策を樹てたり。

- 一、強制的手段を以て公有林野の全部を保安林に編入し、之が使用收益を制限し逐次私有林野に普行せしむること。
- 二、縣の施設に依り樹苗を養成して無償配布を爲すと同時に公私有林野の造林費に對し補助金を交付すること。

かくて明治三十年林業教師一人を備聘し、翌年度に於て林業巡廻教師五名を増置して山林課を獨立せしめたり。

爾來歲月の經過と社會の進運に順應し林業施設獎勵上其の内容を改めたるものありと雖も、之が根本義は始終渝ることなく、林相の恢復を圖り國土の保全竝に林業の發達に努めつゝあり。其の主なる施設は水源涵養植樹獎勵事業・荒廢地復舊事業・部落有林野の整理統一竝に入會地整理・町村有林野の施業監督・木炭検査・林業共同施設獎勵・竹林造成獎勵及び山葵栽培其他林産副業獎勵等なりとす。之を類別して其の梗概を敘せん。

附一、林野面積

本縣林野面積は七十五萬七千四百餘町步にして全地籍(八七五、〇〇〇町步)の六割八分餘に相當す、内御料六萬三千十四町步、國有九萬七千三百五十七町步、公有十八萬八千四百町步、社寺有七千八百四十四町步、私有四十萬八千八百町步なり。

二、林野產物

昭和元年 壹千貳萬四千五拾圓

三、山林課沿革

明治三十一年第二課に屬する地理、第四課に屬する山林及び鑛山に關する事項を分掌せしむる爲め第六課を新設す。

明治三十八年地方官制改正に伴ひ、第四課と共に第三部に屬したり、但し地理は分れて土木と共に第一部に屬せり。

明治四十年官制の一部改正の結果山林と鑛山を合して再び第六課となる。

大正六年二月二十一日内務部課改稱に依り山林課となり現在に至る。

四、林務關係職員

現在本縣林務關係職員は地方技師一名(山林課長)地方農林技師五名、屬二名(一名縣費)技師二名、農林技師三十二名、農林主事補二名(内一名ハ兼務)木炭検査所検査員九名、木炭検査事務囑託員九十名なり。

林業獎勵施設

樹苗下付

普通樹苗

總説に於て述べたる如く、森林政策として強制的手段を採るの外、積極的に縣費を以て樹苗圃を設置し、樹苗を養成し之を無償交付し以て荒廢林野の復舊を圖るの急なるを認め、明治三十年十一月縣下公私有林野總面積の約一割即ち五萬二千町步に植栽すべき苗木一億八千萬本の養成を二十ヶ年繼續事業として經費四拾九萬六千貳百貳拾四圓支出の方法を樹て、翌三十一年度より直に之が實行に着手し大正六年度を以て略豫定の成績を收め事業を完了せり。而して其の支出したる總經費四拾八萬八千百拾五圓餘、下付樹苗の種類は杉・扁柏・松・櫟・落葉松・山赤楊・山欐・夜叉附子の八種にして下付の順序は森林法に依り造林を命せられたる箇所に造林する者、郡市町村の事業として造林する者等に優先權を與へ個人其他の場合を後にし其の總數二億一千六百十二萬三千四百餘本、山植面積五萬三千五百五十餘町步に達せり。

年度別經費並に樹種別下付本數等左の如し。

計	同 六 年	同 五 年	同 四 年	同 三 年	同 二 年
四七〇九一八七	二二、三九二	一七、四二〇	二七、四六五	六五、三〇〇	二二〇、〇五〇
二六、四〇四、三七	一五、〇〇三、九七五	一四、一九八、五〇〇	一三、六三〇、四九九	一三、九〇〇、二七二	七、七八八、三六七
三、九〇一、三七二	二、八五〇、五五八	九、九三五、〇〇〇	二、三六八、七五	二、八五八、六五四	一、四八二、五七
一、五〇五、七八	二〇、九五〇	一、三、〇〇〇	二、二〇〇	一、三、四五四	一、五六八、〇
一、四七二、四七五	一、三八五、三三	二、九〇〇	二、一〇〇	一、一〇〇	一、五三二、六〇
七、九九五〇	三、〇〇〇	六、一三〇	一、四九〇	一、〇〇〇	一、四九〇、〇〇
六〇、五八六	四、七〇〇	一、四九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇
二、六二、三三、八七	二〇、〇〇八、七三六	一七、三九二、九〇	一八、七〇六、〇二四	一七、四三、五二六	二、九六九、七二四
六、一八九	三、五三	六、三六	五、八五	五、五九	四、五三

八、郡市別下付本数

郡市	杉	扁柏	松	樺	落葉松	山赤楊	山楡	附夜叉	計	下員付
岐阜	四九、八三	二、三三〇	一、四〇三、三六七	一、八〇、五九九	一、〇〇〇	一、五九、九〇	一、〇五二、一七三	一、〇〇〇	二、八三三、六二	一、七四二
大垣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
稲葉	二〇、三六七	六、八二六、五三	二、八七四、九	五〇〇	一、〇〇〇	七、九〇〇	八、〇二四	一、〇〇〇	二、九六三、二九	一、六〇一
羽島	八〇、五三〇	一、九二、三九七	七、八〇一、五三	一、五二、一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、八五三、八四	四、三〇六
海老津	五七、五〇四	八、二二八	三、八二五、〇六	五〇、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、八六二、五二九	四、〇三二
安八	五二、九九八	九、九六六、四〇四	二、二七一、〇三九	五〇、七六五	一、〇〇〇	二、九五〇	三、四〇三、五〇	一、〇〇〇	一、八六一、五二九	四、〇三二
不	四七、九九六	八、六一三、九〇〇	二、五三八、八七五	七〇、五〇〇	一、〇〇〇	七、六三〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	一、六三三、二〇〇	四、〇一四
揖	一、九八五、三三〇	一、六四九、三三六	一、二八八、三三三	二、一〇六、五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、四九二、六八〇	一、三六六
山本	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇

郡市	杉	扁柏	松	樺	落葉松	山赤楊	山楡	附夜叉	計	下員付
武儀	二、八七七、五七一	七、三四三、八一九	一、二四六、三三七	一、四九八、〇〇	一、〇〇〇	一、二一五、〇〇	五、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇	二、二五九、一七	三、〇六二
郡上	七、五二一、四四五	二、〇四三、六〇六	四、〇〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	八、二九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一九六、八四七、四六	四、〇七七
加茂	三、六二二、三〇〇	九、八七二、〇一八	二、九三六、九九	一、六八九、〇	一、〇〇〇	三、八〇〇	八、七三六、五〇	一、〇〇〇	一、七五五、七七	五、七六五
可兒	四、四五一、二六〇	四、八八九、九九	四、六三七、八七九	六、八九〇、四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、三三七、七六	一、〇〇〇	六、二七九、七五八	六、九七
土岐	六、六〇、五一	五、四八三、九七	八、三三、〇八九	三、〇五九、六	一、〇〇〇	二、九二七	一、四九一、四一五	一、〇〇〇	一〇、九九四、八八	七、四九
惠那	五、一〇一、三七〇	三、〇二九、七二四	六、八八、〇四二	三、二七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、三三三、五	一、〇〇〇	四、三二七、二八〇	四、八七八
益田	二、五九四、三九五	一、五九六、八七六	二、七六八、〇	二、七六八、〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	一、〇〇〇	一八、八二五、七一	六、八六三
大野	四、八一六、九三二	一、六六〇、七九四七	一、〇四一、五七八〇	三、二一〇	五、八三四、三	四、二八五	三、三〇〇	一、〇〇〇	二、〇四二、九二九	九、六三二
吉城	五、六〇三、三四〇	一〇、四一五、七八〇	三、九〇一、三七二	一、五二〇、五七八	四、二八五	七、九九五〇	六、〇五八、六八	一、〇〇〇	一六、四三〇、九三三	八、八八四
計	四七、〇九一、八七	二六、四〇四、三七	三、九〇一、三七二	一、五〇五、七八	一、四七二、四七五	七、九九五〇	六〇、五八六	六、二〇〇	二、六二、三三、八七	六、一八九

當初の樹苗養成事業は豫定の通り完了したるも、當時尙大面積の無立木地又は荒廢地を存し繼續して樹苗を交付するの必要あるを認め、大正七年度より昭和四年度に至る十ニケ年の繼續事業として總經費貳拾七萬貳千貳百貳拾貳圓(大正九年度に於て物價勞銀の昂騰に依り參拾七萬九千五百五拾參圓に更正)を以て樹苗の無償下付竝に郡市町村其他の團體に於て樹苗圃を設置したるときは之に對し補助金を交付することとせり。而して下付苗木は滿一年生とし補助金は苗圃面積一段歩に付金參拾圓以内とし一ケ年三千町歩づゝ植栽し、繼續期間満了の上は三萬六千町歩の造林面積を得る計畫にして大正十年度まで施行せり。其の下付したる本數五千六百四十八萬一千七百餘本、苗圃補

助金貳萬六千參拾貳圓に及べり。
大正七年度以降に於ける年度別經費下付本數竝に苗圃補助金次の如し。

1、年度別經費

年 度	管 理 費	養 成 費	補 助 費	雜 費	計
大 正 七 年	四九六三二〇	八四三〇八三	四七五〇〇〇	七四二二〇	一八八九六三四〇
大 正 八 年	六四四七〇〇	七九二五七九	六七四六〇〇	八八七六五〇	三〇一五二四〇
大 正 九 年	八三七五〇〇	一〇七〇四〇四	七二〇〇〇〇	四九〇七五〇	二六二八九八〇
同 十 年	一〇〇一三三四〇	二一七二三六〇	七四〇一〇〇〇	二一八〇九五〇	三九七七四六〇
同 計	二九八四八三八〇	四七八二〇一〇	二六〇〇三三〇〇〇	三二八三五〇	一〇六九五九五〇

2、年度別下付本數

年 度	扁 柏	黒 松	落葉松	山 赤 楊	山 櫨	カニセヤア	計	下付人員
大 正 七 年	一〇四四五〇二四	一六四四五〇〇	一五〇〇〇	一〇二〇九五	一〇〇〇	一	三三〇四九五二四	六六八
同 八 年	二七六六〇〇〇	一三九八〇〇〇	一五〇〇〇	一〇二〇九五	一〇〇〇	一	三三三三〇八〇〇	四七九
同 九 年	一〇〇九四六〇	九四二〇〇〇	一	一〇二〇九五	三九七六〇	一	二一〇七〇六六〇	一九三
同 十 年	五二七〇四八四	三九四六二〇〇	一五〇〇〇	一〇二〇九五	三九七六〇	一	五六四八七五九	一五三

ハ、郡市別下付本數

郡 市	扁 柏	黒 松	落葉松	山 赤 楊	山 櫨	カニセヤア	計	下付人員
岐 阜 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
大 垣 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
稻 葉 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
羽 島 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
海 津 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
養 老 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
安 八 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
不 破 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
安 曇 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
揖 斐 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
本 巢 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
山 縣 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
武 儀 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
郡 上 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
加 茂 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
可 兒 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
土 岐 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
恵 那 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
益 田 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
大 岐 市	二一〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	一	一	一	一	五三六〇〇	一〇
同 計	四九七七五〇〇	三九四六二〇〇	一五〇〇〇	一〇二〇九五	三九七六〇	一	五六四八七五九	一五三

吉	五五〇三八四	三九四六三〇〇	一五〇〇〇	一〇二〇九五	三九七六〇	二〇八一〇〇	五五〇三八四	一八二
計	五二七〇四八四	三九四六三〇〇	一五〇〇〇	一〇二〇九五	三九七六〇	二〇八一〇〇	五五〇三八四	一五二八

二、年度別苗圃補助

年 度	播 種		種 類		同 床 替、挿 木、分 根		補 助 金 計
	數	量	數	量	數	量	
大正七年	八八四	六六八〇	九七九〇	九三三	一五三〇二五	四、五四〇、〇〇〇	四七六五〇〇〇
大正八年	一、二八八	七〇四五	一七、五六一	一、三三	三三、一〇八	六、五三六、〇〇〇	六七四六〇〇〇
同 九 年	一、〇五	一、三四〇〇	一九、八七〇	二、九一	三三、四〇六	六、七五〇、〇〇〇	七、一三〇、〇〇〇
同 十 年	一、〇五二	一、二八六〇	一三、五二八	二、〇〇	一九、七一九	六、九五四、〇〇〇	七、四〇一、〇〇〇
計	四、二八八	三九、九八五	六〇、七四九	七、二六	八〇、六七元	二四、七七四、〇〇〇	二六、〇三二、〇〇〇

木、郡市別苗圃補助

郡 市	播 種		種 類		同 床 替、挿 木、分 根		補 助 金 計
	數	量	數	量	數	量	
岐 阜							
大 垣							
稻 葉							
羽 島							
計							

郡 市	播 種 數	播 種 量	種 類 數	種 類 量	同 床 替、挿 木、分 根 數	同 床 替、挿 木、分 根 量	補 助 金 額	補 助 金 計
津 老								
破 八								
安 斐								
揖 巢								
本 縣								
山 儀								
武 上								
郡 儀								
加 茂								
土 兒								
惠 岐								
益 那								
大 野								
吉 城								
計								

歐洲戰亂後木材の需要激増し價格亦著しく奔騰したるの結果植伐均衡を失し、伐採面積は植栽面積を超過すること毎年三千町歩内外に達するに至れり、殊に小林业家に在りては殆んど植林する者なく山林經營上由々しき現象を呈しつゝありたるに鑑み特に小

林業家をして植樹せしむるの要ありたると一面木曾川上流改修工事の開始に伴ひ其の水源を涵養する必要ありたるに依り、大正七年度より繼續の植樹獎勵事業を打切り大正十一年度より水源涵養植樹獎勵の名目の下に十五ヶ年の繼續事業とし毎年五萬乃至七萬圓、總經費百萬七千九百參拾壹圓を支出し毎年山植苗木三百十五萬本、二年生苗木一千二十五萬餘本を養成して一ヶ年の造林面積三千五百町歩十五ヶ年後には四萬六千六百八十四町歩の造林を完成せしむることとせり。

下付すべき樹苗は杉・扁柏・松・櫟・栗・山赤楊・山橙・夜叉附子・ニセアカシヤ等にして十町歩未滿の山林所有者には山植苗木を十町歩以上の山林所有者、町村、森林組合、水利組合其の他の團體には滿二年生苗木を無償下付することとせり。尙造林の實行を期する爲め大正十一年五月十六日告諭を發布して記念植栽日を定め當日には全町村民舉つて植樹を勵行せしむることとせり。

而して大正十一年度までに支出したる總經費は貳拾八萬六千八百貳圓餘下付したる本數四千三百六萬九千百餘本にして、大正七年度以降に於ける山植面積は一萬四千九百七十一町歩餘に達す。

年度別經費並に下付本數等次の如し。

1、年度別經費

年度別	管理費	事業費	雜費	計
大正十一年	二二八七六四〇	三七九四六五〇	一、五九三、七〇〇	五、一九三、〇五〇
同十二年	二、七五三、三八〇	四、五七二、八六〇	一、四二二、七九〇	五、八八九、〇三〇
同十三年	二、二一九、一九〇	四、八三九、四八〇	九四四、八六〇	六、〇八三、五三〇
同十四年	二、三二七、四〇〇	四、四二〇、五五九	一、四三三、三三〇	五、七九一、二八九
同十五年	一、〇三三、四五〇	四、五五〇、八八〇	三七〇、七六〇	五、九七五、一九〇
昭和元年	五、八七五、四〇〇	三、三二六、二二〇	五、八〇七、二一〇	二、八六八、三六〇
計				

2、年度別下付本數

年度別	杉	扁柏	黒松	櫟	山赤楊	山橙	夜叉附子	ニセアカシヤ	公孫樹	漆	栗	計	下付人員
大正十一年	六、四一四、九〇〇	六、九〇四、三五〇	一〇、九〇三、三四〇	二、九八四、三三〇	五、九三三、二四〇	六〇、五五〇	九〇、〇〇〇	二、三三三、一六〇	—	—	—	九七九、〇九六	七、一四九
同十二年	一、三六四、九三〇	三、五九三、三八〇	一、五九一、七六〇	三、七〇八、二〇〇	二、四四五、〇〇〇	二、四九九、〇〇〇	六〇、一〇〇	一、七五七、〇〇〇	—	—	—	七、四〇五、八九六	八、三三六
同十三年	一、八六二、三七八	二、五七四、九三〇	一、九一六、二二〇	二、六七〇、八〇〇	一、八七一、〇〇〇	一、三〇一、〇〇〇	一、二二四、〇〇〇	二、〇七〇、〇〇〇	—	—	—	七、一五七、八五四	三、〇八三
同十四年	一、四九一、二九八	七、一六九、五一〇	一、〇六九、九二四	二、六二一、五〇〇	—	一、六〇四、〇〇〇	一、二二四、〇〇〇	二、〇七〇、〇〇〇	—	—	—	一〇、五二五、九七一	一、八七四
同十五年	二、三三三、〇〇元	三、八三三、〇三三	九〇五、三九五	二、七二〇、八〇〇	四、七五三、三三〇	四、四五五、〇〇〇	五、一三〇、〇〇〇	二、〇二九、九五〇	一、〇六六、三三〇	一、〇六六、三三〇	—	三、八四四、五五四	八、一八四、五七七
昭和元年	七、五五五、五八八	二、四〇七、八三三	三、六五七、三四三	一、四七〇、五五三	一、二九一、〇〇四	六、四五六、〇〇〇	三、三三八、〇〇〇	一、〇二七、七八〇	一、〇六六、三三〇	一、〇六六、三三〇	一、四八八、八八八	四、三〇六、一五四	七、四三三
計													

八、郡市別下付本數

郡市別	杉	扁柏	黒松	櫟	山赤楊	山楡	夜叉子	ニセアカシヤ	公孫樹	漆	栗	計	下付人員
岐阜	1本	1本	9,000本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
大垣	1本	1本	5,435本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
稻葉	1本	1本	5,600本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
羽島	1本	1本	2,800本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
海津	1本	1本	2,800本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
養老	1本	1本	2,200本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
不破	1本	1本	5,775本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
安八	1本	1本	2,700本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
揖斐	1本	1本	3,915本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
本巢	1本	1本	1,170本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
山縣	1本	1本	8,875本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
武儀	1本	1本	2,985本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
郡上	1本	1本	2,610本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
加茂	1本	1本	7,010本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
可兒	1本	1本	1,170本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
土岐	1本	1本	2,200本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
惠那	1本	1本	1,170本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
大野	1本	1本	2,200本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1人
計	1,017,055本	1,710,701本	62,550本	3,000本	2,630本	3,000本	2,630本	2,630本	2,630本	2,630本	2,630本	2,630本	3,009人

特殊樹苗 重要輸出工藝品の原料木竝に軍事上必要なる樺・漆・胡桃・栗等特殊樹苗植栽奨励の爲め明治四十三年度より大正三年度までに樺外五種八十二萬三千五百餘本を養成無償配付し、經費四千九百七拾圓餘を要せり。

樹種別本數左の如し。

樹種	本數	樹種	本數
樺	1,263,970	栗	373,029
漆	1,483,542	胡桃	440
厚朴	2,407,833	楊	823,537
胡桃	755,588	計	2,103,360
計	2,407,833		

以上の如く本事業は一旦中絶したるも大正八年度より更に栗・桐の特殊樹苗を養成し一般需要者に交付し斯業の發達を圖りつゝあり。

而して大正八年度以來昭和十五年年度までに下付したる樹苗數桐苗木十三萬六千二百餘

本、栗苗木十萬七百本(栗苗木は大正十一年度より水源涵養植樹獎勵事業として養成配付したるに依り別に掲記す)に達せり。
 年度別經費竝に下付本數左の如し。

年度別	栗(嫁接)	同(實生)	桐	計	經費	備考
大正八年	本 一五六五〇	本 二二〇〇〇	本 二四、一五〇	本 六〇、八〇〇	四、五五三〇〇	樹苗は大正九年度より下付す
同九年	本 二二七〇〇	本 一六、五〇〇	本 三三、〇〇〇	本 七五、六〇〇	六、四二〇〇〇	
同十年	本 二〇、一〇〇	本 一〇、五〇〇	本 二七、九〇〇	本 六八、五〇〇	七、五三、八〇〇	
同十一年	本 一〇、一〇〇	本 一〇、五〇〇	本 二七、九〇〇	本 六八、五〇〇	三、四四、七〇〇	
同十二年	本 一〇、一〇〇	本 一〇、五〇〇	本 二七、九〇〇	本 六八、五〇〇	三、四四、五〇〇	
同十三年	本 一〇、一〇〇	本 一〇、五〇〇	本 二七、九〇〇	本 六八、五〇〇	三、六九、五七〇	
同十四年	本 一〇、一〇〇	本 一〇、五〇〇	本 二七、九〇〇	本 六八、五〇〇	三、六九、五七〇	
同十五年	本 一〇、一〇〇	本 一〇、五〇〇	本 二七、九〇〇	本 六八、五〇〇	二、七九、二〇〇	
昭和元年	本 一〇、一〇〇	本 一〇、五〇〇	本 二七、九〇〇	本 六八、五〇〇	二、五〇、三七〇	
計	本 五七、五〇〇	本 四三、一五〇	本 三六、二八九	本 三三、六九九	本 三四、四三、八九〇	

岐阜縣告諭第一號

山林の經營たる國土保安上一日も等閑に附すべからざるものにして獨り國家の資源を増進するのみならず治水上至重要の關係を有す近時世界戰亂の影響は木材の需要を激増し價格著しく奔騰し雜木の利用亦一新機軸を開けり然るに之が反響は植伐の均衡を失し

最近の統計に依れば伐採面積の植栽面積を超過すること毎年三千町歩内外に達す今後尙此の状態を持續せむか林地の荒廢となり延びて國土の安定を失し民福を阻害すること甚大なるものあるべし今や多年の戰亂漸く鎮まり列國相共に戰後の經營に努め經濟的競争漸く滋からむとす吾縣民亦齊しく覺醒奮起して以て之に當らざる可らず而して其の施設一にして足らずと雖全面積中八割餘の山林面積を占め而も水害類豫の吾縣に在りては先以て植樹の風を更に一層振興するが如きは最も機宜の處置なりと認む時恰も戰後永久の平和を熱望するの聲世界の四隅に瀾るに際し平和記念の事業として茲に記念植栽日を定め縣下の各山林所有者に於て一齊に植樹を實行せむことを望む而して其の記念日は濃飛各々其の氣候風土及慣習を異にし之を一定し難きを以て別に告示に依り定むることとせり縣下の山林所有者銳意之が實行に努むる所あらば當に本縣林業の發展に裨益すること鮮少なからざるのみならず又以て治水の基礎を確立するに足るべし當業者よく此の趣旨を體し齊しく記念植栽に努めむことを望む

大正十一年五月十六日

岐阜縣知事 上田 萬平

造林補助

造林補助も樹苗下付と同じく、明治三十年の創始に係り、當時町村其の他の公共團體たると個人の事業たるを問はず、新植費は勿論三ヶ年間の補植並に手入に要する總經費の四分の一を限度とし補助金を交付せり。而して補助すべき樹種は杉・扁柏・松・落葉松・姫子松とし、用材の産出を目的として山植するを第一類地と稱し、國土保安の關係上植栽を必要とする箇所を第二類地と稱し、第一類地は一町歩に付貳圓五拾錢乃至六圓とし、第二類地は第一類地の倍額の補助金を交付し、郡長の許可を受くるにあらざれば之を伐採すること能はざるものとせり。而して本事業開始以來明治四十二年度に至る補助金額五萬貳千六百九拾八圓(町村一二、七三二圓五五) 植栽面積一萬一千七十二町歩(町村一、八八二町八四)に及べり。明治四十三年度以降は公有林野造林獎勵規則に基き市町村、町村組合及び郡森林組合、水利組合の事業に對し補助金を交付し、造林の助成に努めつゝあり。而して補助歩合は無立木地に於ける造林に在りては、施業經費の三分の二乃至三分の一以内、伐採跡地に於ける造林に在りては、施業經費の二分の一乃至三分の一以内、防火線に在りては其の費用の二分の一以内なりとす。

明治四十三年度以降の造林費補助成績左の如し。

年度別	町		郡		町村組合其他		計	
	造林面積	補助金額	造林面積	補助金額	造林面積	補助金額	造林面積	補助金額
明治四十三年	三、八七〇〇〇	四、八四六〇〇	四、一九七〇〇	四、一〇〇	—	—	三、七〇六〇〇	五、九〇七〇〇
同 四十四年	七、五九〇〇〇	八、七八〇〇〇	七、九〇〇〇	六、〇〇〇	五、四〇〇〇	八〇八五〇〇〇	一、四九八坪	九、五七〇〇〇
同 四十五年	九、九八七〇〇	一一、四〇〇〇〇	六、八五〇〇〇	一、四〇〇〇	一、四〇〇〇	一、〇〇三、二〇〇	一、五五坪	一一、三〇〇〇〇
大正元年	九、九八七〇〇	一一、四〇〇〇〇	六、八五〇〇〇	一、四〇〇〇	一、四〇〇〇	一、〇〇三、二〇〇	一、五五坪	一一、三〇〇〇〇
同 二年	九、〇五〇〇〇	一〇、六四〇〇〇	八、九三〇〇〇	八、八五〇〇〇	二、〇〇〇〇	一、〇一七、九七〇	二、〇九二坪	一一、七五〇〇〇
同 三年	一、〇〇八、九一〇	一一、五二〇〇〇	七、三〇三〇〇	八、四〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	一、一〇九、五二〇	七、七六坪	一一、七〇六〇〇
同 四年	一、〇八二、六七〇	一〇、六一八〇〇	九、五八二、三五	九、〇〇〇〇	五、三〇〇〇	一、三〇五、〇一五	一、五五〇坪	一一、一〇一〇〇〇
同 五年	一、〇八三、六三〇	一〇、三三三〇〇	七、一〇五〇〇	八、四〇〇〇〇	一、三、七〇〇	一、三〇四、一〇〇	一、六四坪	一一、三、七〇〇〇
同 六年	一、〇八三、六三〇	一〇、三三三〇〇	七、一〇五〇〇	八、四〇〇〇〇	一、三、七〇〇	一、三〇四、一〇〇	一、六四坪	一一、三、七〇〇〇
同 七年	八、八一三、〇〇〇	一〇、四三六〇〇	五、九六二、〇〇	七、九〇〇〇〇	二、八六二、〇〇	一、五九七、〇〇〇	一、〇四九、六四〇	一一、二九三、〇〇〇
同 八年	六、五二〇、〇〇〇	一三、一〇七、〇〇〇	六、九二〇、〇〇	一、〇〇一、〇〇〇	一、四、五〇〇、〇〇〇	八、五六一、二〇〇	一、五五坪	一五、五五三、〇〇〇
同 九年	六、八二二、三七	一三、二五二、〇〇〇	六、九二〇、〇〇	一、〇〇一、〇〇〇	一、四、五〇〇、〇〇〇	八、四一三、三〇〇	一、五五坪	一五、二二二、〇〇〇
同 十年	五、六〇〇、〇〇〇	一三、三三三、〇〇〇	五、九二〇、〇〇	一、〇〇一、〇〇〇	一、四、五〇〇、〇〇〇	八、三六六、三〇〇	一、五五坪	一三、八〇〇、〇〇〇

同 十一年	五二八三四	一六七八〇〇〇	防 二二六八三〇〇	七八九二〇	八八六〇〇〇	一五五七〇〇	一八〇五〇〇〇	六九八三九四	一三〇八三〇〇〇
同 十二年	五三四八五〇五	一七三三〇〇〇	防 四〇〇〇五坪			二四九〇〇〇	一三八五〇〇〇	六五九七〇〇五	一四一七〇〇〇
同 十三年	五四八五七〇四	一〇九五〇〇〇				一三二八〇〇	一三八五〇〇〇	六八〇七〇〇四	一三三〇〇〇〇〇
同 十四年	五〇〇九九〇	八七〇〇〇〇〇				一一三〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	六三二二五〇	九七〇〇〇〇〇
同 十五年	四六八三九〇〇	一〇五〇〇〇〇〇				一六二二〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	五八四九五〇〇	一五〇〇〇〇〇〇
昭和元年	防 二二〇〇〇坪					一六三三九七〇	一六七三〇〇〇	防 一四六五五二〇	防 六五〇五坪
計	防 二六三〇〇坪	一八二四六二〇〇〇				一六七三〇〇〇	防 一四六五五二〇	防 六五〇五坪	二七〇三三〇〇〇

部落有林野整理統一及び入會整理

部落有林野は從來管理の實舉らず、概ね荒廢に傾きつゝあるを以て之を町村に統一歸屬せしめ合理的經營を爲さしむるは町村基本財産造成竝に山村住民の生業上は勿論治水上最も緊要のことに屬するを以て、明治四十三年十月内務・農商務兩次官の通牒に基き、文書を以て或は吏員を派遣し種々勸奨の手段を盡したる結果、昭和元年度末迄に二十萬五千四百七十四町步餘、部落有林野總面積の八割六分の整理統一を完了せり。

公有林野の大部分は古來其の町村(今日の町村一部財産區を含む)の公共の用に供し來りたるも、諸種の關係上他町村他部落との入會關係を有し又は地元住民が採草、採薪、放牧

等の爲め共同使用の慣行を有するもの多くして之が利用開發を阻碍する事甚大なるのみならず、動もすれば諸種の紛擾を惹起し地方自治の圓滿を破ること尠なからざるを以て、整理統一の前提として又は之と同時に之が整理を爲すべく勸奨しつゝあり。其の結果昭和元年度末迄に他町村他部落との入會地を整理したるもの十一件、其の面積四千九十六町步餘又共同使用廢止のもの十四件、其の面積三萬二千三百町步餘に達せり。

大正八年度より國庫の補助を受け、同八年四月以降法定の手續を経て、公有林野入會整理(共同使用廢止を含む)又は部落有林野統一を爲したる町村に對し一町步に付五拾錢以内の補助金を交付せり。大正十三年度に於て國庫補助廢止せられたるも尙縣費のみを以て補助金を交付し之が整理統一に努めつゝあり。昭和元年度末迄の補助面積九萬一千八百二十五町步餘補助金參萬參千五百六拾九圓五拾錢を交付せり。叙上部落有林野整理統一成績及び部落有林野現在面積、入會地整理成績、整理統一補助成績等左の如し。

イ、部落有林野整理統一成績

年 度	町 村 數	統 一 面 積	入 會 地 面 積	面 積 計
明治四十二年前	1	一三二八四町七	一三六三〇〇〇	二七〇三三三八

二、公有林野入會整理及び部落有林野統一補助成績

年 度	入會整理補助		部落有林野統一補助		計
	面 積	町 村 數	面 積	町 村 數	
大正九年	三三六〇五	二	二九七三三	一	一、八五〇、〇〇〇
同 十 年	三三六〇五	二	四五〇、〇〇〇	三	二、四一五、〇〇〇
同 十 一 年	三三六〇五	二	一九五、四〇七、〇七六	八	七、七四三、〇〇〇
同 十 二 年	二七三、〇〇〇	九	一一一、一〇〇	八	三、九一〇、〇〇〇
同 十 三 年	二七三、〇〇〇	九	九六、七〇〇	七	七、四八六、五〇〇
同 十 四 年	九四七、〇〇〇	三	六八、九〇〇	七	五、四一〇、〇〇〇
同 十 五 年	九四七、〇〇〇	八	六〇、三〇〇	四	五、四一〇、〇〇〇
昭 和 元 年	三、一〇六、〇〇〇	三	六〇、七四六、六九	三	三、五九六、五〇〇
計	三、一〇六、〇〇〇	三	六〇、七四六、六九	三	三、五九六、五〇〇

町村有林野の施業指導

本縣町村有林野は昭和二年三月末日現在二百ヶ町村面積十四萬七千三百三十町歩餘なり。抑々町村有林野の經營は獨り基本財産の造成を目的とするのみならず、國土保安其の他公益上重要な關係を有し且つ町村に於ける燃料用材、下草、其の他産業上必要なる材料を供給する等社會政策上各種の使命を有するものなるが故に單に公有財産として

の監督に留らず積極的に之が經營上適當の指導を加へ其の目的の達成に努めつゝあり而して町村有林野に對しては先以て管理區分を定め將來森林として管理するものと管理せざるものとに區分し又町村經營地、住民使用地、貸付地等に區分し管理を明確ならしめ更に町村經營地に對しては一定の施業計畫案を編成せしめ森林法第九條に依り知事の認可を受けしめ實行を期せしめつゝあり。尙管理區分又は施業計畫案の編成に付申請ある場合は縣より吏員を派遣し之が編成を助成せしめつゝあり。

イ、町村有林野面積

(昭和二年三月三十一日現在)

郡	町 村 數	面 積	郡	町 村 數	面 積
本 揖 安 不 養 海 羽 稻	八	八五、三二七	山 武 郡	二〇	二、〇三六、〇〇〇
葉 津 老 破 八 斐 巢	一	四、九一八	儀 縣	三	六四、二九〇
	一	四、九一八	上 儀 縣	三	一九四、〇〇〇
	一	四、九一八	加 郡	二	一、九四〇、〇〇〇
	一	四、九一八	可 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	土 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	惠 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	益 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	田 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	那 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	岐 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	兒 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	八 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	元 郡	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	昭 和 元 年	二	三、八七〇、〇〇〇
	一	四、九一八	計	二	三、八七〇、〇〇〇

大野	二	二五二〇七二八〇
吉城	二	二八七六九二
計		二五二〇七二八〇 二八七六九二
		100
		一四七三〇九九七

口、管理區分成績

年 度	町村數	編成面積	管 理 區 分			計
			天 然	人 工	其 他	
大正十二年	二	六八〇九四〇	四六三〇〇〇	六〇〇〇〇〇	一五七八四〇	六八〇九四〇
同 十三年	一〇	二二七三三三八	一六六六・二〇六	五三三九五〇	六五七〇四三	二二七三三三八
同 十四年	四	一一二七八七三	二二七六・八二三	五四二四〇九	五三九〇三	一一二七八七三
同 十五年	八	七三三二七六七	三三八八四二三	二五一八四二五	二九六〇六	七三三二七六七
昭和元年	二	四〇八三四八三八	一六三三・四〇八	三二八六八二三	九八四〇〇	四〇八三四八三八
計						

八、施業計畫案編成成績

年 度	町村數	編成面積		年 度 別	町村數	編成面積	
		臺	町			臺	町
明治三十六年	一	—	—	明治四十二年	二	八三九九八	一〇四四七〇〇
同 三十七年	二	四九一八四〇	一八二七〇〇	同 四十三年	三	一一五八二五九	二九四七三〇〇
同 三十八年	三	一三六七九〇	五五七九九二	同 四十四年	四	六四九七二三	一〇九八二九三
同 三十九年	二	四〇七七〇	九〇九六六	同 四十五年	四	四四一四六〇五	三三七一四四四
同 四十年	一	五七六二九	一八七七一九	計	六	二四六〇六七九	二九二七〇〇〇

年 度	町村數	編成面積		年 度 別	町村數	編成面積	
		臺	町			臺	町
大正三年	二	三〇四二七五	三六五五〇三	大正十一年	六	一五九一四四九	一五五二〇八八
同 四年	六	一一八〇九四〇	五五・七〇三	同 十二年	三	六六一九二六	八六〇一三五
同 五年	四	六三〇五七〇	一一〇九二四〇	同 十三年	四	一一三四〇二八	一三六七〇〇〇
同 六年	六	二二七三九三二	一六九四・五三六	同 十四年	二	一〇四二六三三	四八〇・四五〇八
同 七年	三	一〇八六〇八三	一六七八九六九	同 十五年	四	二六八〇九六三	三五八二九六〇七
同 八年	一	一五八三〇五	二八五二〇	昭和元年	八〇	二六九四六六三	三〇四八七〇
同 九年	五	二二〇九七六九	一一三六六〇七	計	八〇	二六九四六六三	二七八七〇七二八
同 十年	六	一五五六五二二	七四三七五〇			一一〇八二二二	一六七〇七二〇

公有林野官行造林

近時町村有林野造林面積の減少しつゝあるは全國的の現象にして、本縣に於ても大正五年度迄は逐年増加し一ケ年の造林面積一千町歩以上なりしも、同六年度より減少し、同八、九年度には激減して六百町歩となり、昭和元年度に於ては更に低下して五百町歩以下に減少せり。(別項造林補助成績参照)

然るに町村有林野面積は部落有林野整理統一の進捗に伴ひ年々増加し殊に大正八年度以降に於ては毎年平均一萬町歩以上の増加を示しつゝあり、如斯町村有林面積増加するに反し造林面積の減少を來せる主たる原因は町村財政の窮乏に依る。政府茲に鑑み

る處あり、市町村自ら經營するの資力に乏しき市町村有林野に地上權を設定し、國に於て造林事業を施行し成林後の収益は國と市町村と分収すべき所謂官行造林事業を企畫し大正九年七月法律第七號を以て公有林野官行造林法を發布せり。蓋市町村は其の土地を提供するの外、火災の豫防、盜伐其の他造林地の保護並に看守人の設置等に要する經費及び諸税を負擔するも下草其の他の副産物並に撫育間伐材の無料採取を爲し且大體收益の十分の五を收得し得るものにして市町村としては頗る有利なりとす。

本事業施行と共に岐阜市に公有林野官行造林署を設置せられ尙本縣に大林區署勤務吏員一名を駐在せられ相互の連絡に便し、且事業の勸奨に努めしめられたり。

當時(大正九年)に於ける本縣公有林野面積は二十一萬八千八百九十七町步餘、内町村有林野十三萬四千七百四十一町步餘、部落有林野十三萬四千七百四十一町步餘にして、町村有林野中治水關係造林計畫に依る造林濟面積九千四百三十一町步餘、及び造林未濟四萬七千四百四町步餘を除きたる他の町村有林野及び部落有林野の全部即ち十六萬二千六百二町步餘は全く放任せられつゝあるの状態なりしを以て、公有林野官行造林地選定標準に基き、極力之が奨勵に努めたり。其後大正十五年三月三十日選定標準中の「一箇所百町步以上」とあるをも「五十町步以上」に低下せられたるに依り更に再調をなし新規編入又

は削除せられたる結果其の豫定地は十二郡三十一箇町村其の面積五千六百三十五ヘクタール餘となれり。

而して大正十一年八月三十日契約したる惠那郡陶遠山の二ヶ村を始めとして、契約町村現在十郡二十箇町村其の面積三千五百六ヘクタール餘に達す。其の植栽樹種は杉・扁柏・赤松・黒松の四種にして植栽面積九百三十四ヘクタール餘、植栽本數三百二十萬二千七百十本造林費拾貳萬千九百六圓八拾六錢を支出せり。

官行造林契約締結地、同豫定地、同植栽等の成績左の如し。

イ、公有林野官行造林契約締結地調

(昭和二年十月三十日現在)

所 在 地	實 測 面 積	樹 種	年 月 日	存 續 期 間	植 栽 期 間	伐 採 期 間	備 考
養老時	二五〇〇	杉、扁柏	昭和二年六月一日	八年	二年	四年	
揖斐藤橋	二二九	杉、扁柏	大正二年七月	八年	二年	四年	
本巢外山	一五七	扁柏	同 四年九月	八年	二年	四年	一ヶ所根尾村に在り
武儀板取	二七〇	杉、扁柏	同 二年	八年	二年	四年	
同 乾	二二五	赤杉、扁柏	同 二年	八年	二年	四年	

共同施設獎勵規則を發布せられたるに依り、本縣に於ても之に順應して斯業の完成を助成すべく計畫を樹て同年六月開會の臨時縣會の協賛を経て同年度より直に施行することとし（昭和元年度補助豫算額二萬一千圓）同年七月十二日縣令第百十一號を以て林業共同施設獎勵規程を公布せり。而して補助金は左に掲ぐる經費の三分の一以内を交付するものとせり。

一、森林組合の林産物搬出の用に供する林道、索道及び貯木場の新設、増設又は改設に要する經費但し林産物搬出の用に供する器具機械、動力の設備に要する費用並に借地料、地上物件移轉、補償金等を除く。

二、産業組合、市町村若は之に準すべき者又は森林組合の木炭生産者の爲に施設する木炭倉庫及び木炭検査に付同業組合（同業組合準則に依る組合を含む）の木炭生産者の爲に施設する木炭倉庫の新築、増築又は改築に要する經費但し土地購入費、借地料、地上物件移轉補償金等を除く。

昭和元年度に於ける補助成績左の如し。

イ、林道補助成績

工事施行者	工事施行箇所	工種	延長	幅員	經費	補助金
可兒郡上之郷村谷井尻施業森林組合	可兒郡上之郷村上之郷地内	車馬道	二四五〇	六尺	八三〇	二七二

ロ、木炭倉庫補助成績

工事施行者	工事施行箇所	工種	棟數	坪數	經費	補助金
本巢郡席田村西宮施業森林組合	本巢郡席田村加茂地内	木造平屋建	一	三五〇	一四〇〇	四六〇
山縣郡北山村北山信用購買販賣利用組合	山縣郡北山村神崎地内	同	一	一〇〇	四〇〇	一三三
武儀郡下之保村下之保信用購買販賣組合	武儀郡下之保村寄宮前地内	同	一	四八〇	一五八〇	五二二
武儀郡神淵村奥田信用購買販賣組合	武儀郡神淵村尾城地内	同	一	一〇〇	三二二	一〇七
郡上郡高鷲村	郡上郡高鷲村大鷲地内	同	一	四〇〇	一七九七	五九九
郡上郡奥明方村	郡上郡奥明方村寒水地内	同	二	三七五	一二五八	三八六
土岐郡日吉村日進信用購買販賣組合	土岐郡日吉村地内	同	二	三三〇	一二四〇	四一三
土岐郡大湫村大湫信用購買販賣組合	土岐郡大湫村町地内	同	一	二六〇	一〇四〇	三三六
惠那郡落合村	惠那郡落合村畔地内	同	一	二四〇	九六〇	三三〇
惠那郡川上村	惠那郡川上村地内	同	二	二〇〇	八〇〇	二六六
大野郡清見村清見信用購買販賣利用組合	大野郡清見村三日町地内	同	一	二四〇	九二〇	三〇六
大野郡宮村宮信用購買販賣組合	大野郡宮村間坂地内	同	一	二〇〇	八〇〇	二六六
同	大野郡久々野村久々野地内	同	一	二〇〇	八〇〇	二六六
同	大野郡大八賀村松ノ木地内	同	一	二〇〇	八〇〇	二六六
計			一七	三四九五	一三四三二	四四九九

郡	改		新		計	
	面	積	面	積	面	積
稻	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
羽	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
海	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
養	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
不	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
安	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
本	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
武	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
郡	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
可	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
加	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
土	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
惠	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
益	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八	一〇二八
計	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
田	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
那	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
岐	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
兒	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
茂	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
上	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
儀	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
巢	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
斐	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
八	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
破	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
老	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
津	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
島	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇
葉	七四二	七四二	一三〇	一三〇	九	八六二〇

林産奨励

竹細工

農家に於ける竹細工品の需要は、産業の發達と交通の便開くるに従ひ益々

増加の傾向著しきものあり、然るに之等多量の竹細工品は從來一部專業者の間に於てのみ製造せらるゝを常とし、一般に斯業に従事するを好まざる傾向ありしが、近年副業の奨励と農家經濟の複雑化等により舊來の埒を排して竹細工製造に従事せむとする者漸く多きを加へ、大正九年竹細工講習會開催以來逐年講習會開催の希望者増加し、昭和元年度に於ては其の開催回数二十二回、受講人員五百八十七名に達するに到れり。而して講習は主として家庭日用品及び養蠶其他農業用具等製造法にして、器具費は僅に貳圓餘にて足り講習日數は普通十四日間にて、初心の者と雖も五六種の製法を習得せらるゝが故に農家の副業として最も有利適切なりとす。

大正九年度以後の竹細工講習會の概況左の如し

年	度	回	數	開	催	地	(郡)	傳	習	日	數	講	習	生	數	教	師	住	所												
大	正	九	年	二	回	本	巢	加	茂	二	日	一	一	五	人	丹	羽	信	太	郎	愛	知	縣	丹	羽	郡	古	知	野	町	
同	十	一	年	五	回	不	破	加	茂	七	日	一	四	二	人	同															
同	十	二	年	八	回	不	破	加	茂	七	日	一	四	二	人	同															
同	十	二	年	八	回	益	田	惠	那	加	茂	一	一	〇	〇	鳥	丹	羽	信	太	郎	掛	斐	郡	鷺	村					

同 十三年	六	不破・揖斐・武儀 郡上・本巢・土岐	八四	一七九	鳥羽信太郎	
同 十四年	九	郡上・加茂・土岐 山縣・惠那・不破 養老・羽島	一一九	二五八	鳥羽信太郎	
同 十五年 昭和 元年	二二	土岐・可兒・惠那 加茂・稻葉・不破 養老・羽島・山縣 郡上・武儀・揖斐	二八七	五八七	丹羽信太郎 市原吉重 鳥谷七郎 長谷川鎌 島本	武儀郡下牧村 本巢郡上之郷村 可兒郡上之郷村 揖斐郡古井町 加茂郡古井町 武儀郡下牧村
合計	五七		七七〇	一、六一四		

山葵栽培 山葵の栽培は、山村の副業として、最も有利なる事業の一にして、其の適地は農作物又は林木の養成に不適當なる溪間又は湧水砂礫地なり。現今各府縣に於て之が栽培を奨励しつつあるも、其の栽培適地に特殊の要件あるが故に、生産は自然に制限せらるゝも需要は、國民生活の向上と共に益々増加するを以て、本事業の利益は其の栽培の普及によりて脅かさるゝが如きことなかるべし。

而して本縣下到處の山間に適地尠ならず、氣候亦之に適するを以て山岳地方に其の野生を見ざる所殆んどなし、尙本縣は名古屋市及び枇杷島青物市場に近く、又西に京阪

神地方の大需要地あり、地の利を得たる點よりするも之が指導奨励は刻下の急務なりとす、而して本縣に於ては大正八年度より之が實地指導を開始し、同十二年度よりは教師を囑託して専ら山葵田の開拓と栽培法の傳習に従事せしめたる結果、漸く其の生産を増加せむとするに至れり。

山葵栽培實地指導概況左の如し

年 度	回 數	開 催 地 (郡)	指 導 日 數	生 徒 數	教 師	住 所
大 正 八 年	八	揖斐・本巢	七日	六七人		
同 九 年	六八	養老・本巢・揖斐 武儀・可兒・加茂 土岐・惠那・大野 益田・吉城	六四	五五一		
同 十 年	二三	不破・揖斐・可兒 稻葉・養老	二四	一一三		
同 十 二 年	二〇	山縣・惠那・郡上 揖斐・武儀・加茂 可兒・益田・大野 吉城	六〇	三〇〇	福井精平	靜岡縣田方郡上狩野村
同 十 三 年	一五		四五	二三一	同 人	
同 十 四 年	一四	養老・山縣・郡上 本巢・揖斐・惠那	四七	一七二	同 人	
同 十 五 年 昭和 元年	八	揖斐・山縣・養老 武儀・益田	二七	一一五	福井精平 筒井一太郎	靜岡縣志太郡東川根村
合 計	一五六		二七四	一、五四九		

磨丸太 造林上植樹と其の後の手入撫育等の必要なることは論を俟たざる處にして其の何れを重しと爲すことを得ず。然るに一般私有林造林の實情は植樹に没頭して撫育を閑却しつゝあるの憾なきにあらず遇々撫育間伐を爲す者あるも、主林木を愛惜するの餘り充分なる間伐を爲し能はざるは縣下一般の現況なりとす、而して縣下公私有林野中既に二十年を経過したる杉檜林尠からざるも、密植と間伐不足の爲め、其の大部分は尙用材として利用し得るの程度に到らず、今にして間伐するに非らざれば、生育は殆んど停止し、風雪の大害を蒙るに至るべきものあり。

然れども材界不況の爲め、所有者は彌々伐採を躊躇しつゝあり。此際、之等の杉檜丸太材を加工して磨丸太となし、移出するに於ては、相當の販路あり、價格亦普通丸太材の比に非ず、且農閑の季節に於ける、餘剩勞力を利用して加工を行ふに於ては有利の副業たるのみならず、一面には間伐の實行を促進して一舉兩得の策たり依て昭和元年度に於て囑託教師を特に、京都府下中川村に派遣し、實地に北山丸太製造の傳習を受けしめ、磨丸太製造教師として各地に派遣しつゝあり、而して講習回数僅少なるにも拘らず其の成績は見るべきものありて將來極めて有望なりとす。

磨丸太講習開催概況左の如し。

年 度	同 數	開 催 地 (郡)	傳 習 日 數	講 習 生	教 師	住 所
大正十五年	一	山縣	一〇日	三八人	早矢仕謙吾	山縣郡北山村
昭和元年	三	本巢、武儀、惠那、益田	九	六四	同	人
合 計	四		一九	一〇二		

製炭

木炭は本縣林産物中第一位を占め、將來益々發展の餘地を存し山村の副業とし最も有望なる事業なりと雖も當業者の多くは舊慣を墨守し粗製濫造に流れ改良に意を注かざる爲め大正九年度以來、製炭法の改良講習會を開催し、炭質の改善、收炭率の増加、勞力の節約等を計る爲め熟練せる教師を招聘して實地指導を爲さしめ來りたる結果改善せられたりと雖も尙取引上俵裝竝に量目の統一品質の改善其の他斯業の振興を圖る必要上大正十五年七月より木炭の生産検査を施行したること別項記述の通りにして木炭の改良に就ては専ら木炭検査所職員をして之に當らしむることとせり。

昭和元年度迄に實施せる講習概況左の如し

年 度	同 數	開 催 地 (郡)	傳 習 日 數	講 習 生 數	摘 要	教 師 氏 名
大正九	五	揖斐、惠那、吉城、大野	八三	一三二	製炭法 伏 燒	山田新太郎 杉島喜代司

同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和十五年	合計
五	三	三	六	七	一	三〇
郡上、養老 加茂、揖斐	郡上、養老 惠那	吉城、武儀 益田	大野、惠那 郡上、山縣	山縣、益田 大野、吉城	揖斐	
七三	六〇	五四	八八	一〇二	一四	四七四
一〇一	一二四	五四	八九	八七	一八	五九四
大正新式 大正新式	大正新式	大正新式 大正新式	大正新式	大正新式	大正新式	
鹽谷 大塚 喜代 安五 傳一 司郎	大塚 傳一	山村良一 杉島喜代司	中田次義 二加地村 榮美郎	清水村 二加地村 佐藤金一 加藤元一 三加地村 雄美良郎	松本福平	

以上の外一地方に於ける特殊の林産副業として、適切なりと認めらるゝものに對しては、其の業に堪能なる教師を招聘して之を其の地方に派遣し、指導、開發に努めつゝあり。今日迄に實施せるもの左の如し

椎茸栽培、木著製造法の傳習、隈笹筍の罐詰製法傳習等にして之等講習の結果は一地方に局限せられ、且講習回数も少き爲め縣全般より見るときは數ふるに足らざるも、夫々相當の成果を擧げつゝあり。

木炭検査

四八

沿革 本縣産木炭は其の産額約千四百萬貫(推定)價額四百萬圓以上に上り林野副産物中第一位を占め其の約四割は縣外に移出せられ重要物産の一なり而して其の生産町村數百三十、生産戸數九千戸、従業人員一萬三千五百人餘にして、山村副業中養蠶に次ぐ。

古來本縣の木炭は美濃窯を以て世に知られ主に名古屋、一ノ宮、犬山其の他愛知縣方面の歡迎する處なりしが、歐洲戰亂の好況時代より各府縣競ふて製炭の改良・俵裝・量目・撰別の統一等に力を盡し、當業者亦各種組合を設け、當局の指導と共に意を致し、大に見るべきものありしが、本縣に於ては之等の施設遅々として振はず、各地方に依り俵裝、量目、撰別等を異にし、甚だしきは亂貫のものあり、商品としての體裁、輸送の耐否等を顧慮するもの少く、爲に商取引に際し毎俵量目を測り炭質撰別の善惡を調査せざるべからずして大量取引に適せざるのみならず、往々奸商に乗せらるゝことあり、一面生産者中には消粉、粉炭、土石等を混じ、或は水濕を帶びしむる等不正手段を講ずる者なきにあらず、かくして益々聲價を落し、販路を失ひ、大正十五年木炭検査施行前の如きは、未曾有の滞貨を生じ同年八

月上旬に於ては縣内滞貨數量四百五十九萬貫の多きに及べり、之一般經濟界の不況、代用炭瓦斯、電熱等の使用に依り、一部需要の減少せるものありと雖も、前記の如き關係ありたるに因る。

縣は最初當業者の自覺を必要とし、製炭改良組合、同業組合等の設立を奨勵し、其の發達を圖らむことを期したりしが、其の自覺を得ること困難にして迂遠なるのみならず、規格の如き地方的事情に依り統一を缺き、經費の負擔徴收其他種々なる點に於て問題を生じ、寧ろ縣營検査に依るの捷徑なるを叫ばるゝに到れり、茲に於て大正十四年の通常縣會に木炭検査に關する豫算を提出し、滿場一致の賛同を得、同十五年度より生産検査を施行するに到れり。

検査機關

大正十五年三月三十一日木炭検査所規程を發布し、同年四月一日木炭

検査所を設置し吏員を任命せり。而して木炭検査所は縣廳内に置き管内樞要の地九ヶ所に出張所を設け、更に其の下に七十六の駐在所を設置し、管轄區域を定め夫々職員を任命し検査の機關具備するに到れり、現在職員の配置左の如し。

種別	撰別				撰別	法	量目	俵	装
	丸	割	込	荒					
楨	直徑七分以上三寸未満 長さ三寸以上	直徑一寸以上四寸未満 長さ三寸以上	直徑長邊二寸未満の丸割を混じたるもの又は直徑五分以上七分未満 長さ五分以上一寸未満 長さ三寸以上	直徑長邊二寸以上の丸割を混じたるもの又は直徑三寸以上長邊四寸以上 長さ三寸以上	丸、割、込、荒の撰別に漏したるものにして一寸目の金網篩に止りたるもの	第一種に準す	第一種に準す		
櫨									
櫨類但シ、クマキ、カシ、アベマキを入るゝことを得ず マキは樹皮を去るべし									
雑 〔潤葉樹但し、クリ、マルデ、ホホを入るゝことを得ず〕									
ザク 〔樹種櫨其の他潤葉樹但しクリ、マルデ、ホホを入るゝことを得ず〕									

第三種 栗炭 其の他

類別	撰別	撰別	法	量目	俵	装
栗 炭〔マルデ、ホホを入るゝことを得ず〕	形状大さの如何を問はず一寸目の金網篩に止りたるもの			第一種に準す	第一種に準す	
松 炭〔針葉樹〕						
燻り炭〔樹種を問はず〕						

検査成績

昨年七月二十日より本年三月末日に至る検査数量は百四十四萬三千八百九十三俵六分、即ち七百二十一萬九千四百六十八貫にして、更に本年四月より九月に至る上半期六ヶ月間の検査数量は百十五萬九千六百一俵九分、即ち五百七十九萬八千九百五十九にして、昨年度は例年より生産を減少したるも、本年度は著しく其の數量を増加せり之れ検査の當初木炭界の不況及び検査に對する理解なき爲め製炭を手控へたるもの多かりしが、昨秋、需要期に入りて以來検査品は一般の嗜好に適し、新に縣外に對する販路擴張せらるゝ等近來稀に見る賣行良しく、常に品不足を告げ、價格亦意外の騰貴を見るに至りたるに因る。其の結果、本年度に入り生産を増加し、八、九月の如き昨年度の倍額以上を示すに至れり。

検査施行後本年九月迄の検査成績左の如し。

1、大正十五年度 昭和元年度 出張所別検査數量

月別	岐阜	揖斐	美濃町	八幡	白川口	大井	萩原	高山	船津	計
七月	1,700	1	1,616	2,280	1,628	2,470	2,867	1,632	1,096	31,528
八月	2,107	1	3,271	7,963	3,197	8,423	6,143	3,558	1,589	84,861
九月	7,090	2,666	3,271	7,963	3,197	8,423	6,143	3,558	1,589	84,861

治水施設

保安林

明治三十年十二月縣令第六號を以て地況林況其の他地盤の狀況如何に係らず、公有林野の全部が最も荒廢に傾き、治水上重要なる關係あるものと認定し、大英斷を以て之を伐木停止林に指定し、翌年一月舊森林法の發布と同時に叙上森林の全部を保安林に編入せり。當時其の面積實に三十四萬餘町歩にして、爾後同三十五年に至る五ヶ年間を第一期とし主として保安林の解除處分を行ひ、第二期即同四十年に至る五ヶ年間は編入又は解除の兩處分を爲し、第三期に於ては可成解除せざる方針を以て、森林法第百八條の調査を完了せり。

爾後公益の爲め必要なるか又は既に地盤安定し、保安林として存置するの必要なきに至りたるものは之を解除し、燒畑其の他に於て風雨其の他の原因に依り、荒廢に傾き若は既に荒廢に歸し、國土保安上危害の虞あるものは新に之を保安林に編入せり。
現在保安林面積十六萬一千一百六十一町歩餘にして種類別面積左の如し。

イ、保安林面積

(昭和元年十二月末日現在)

種類	御料		國有		公有		社寺		私		計		
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積			
土砂防止林	五	一五〇	九	三三三	二	二二九	一	一四六	七	二二七	二一	一五八	
水源涵養林			一	二九		二		一	一〇	一	九	二一	一七九
水害防備林						六			一	一	九	二一	一七九
墜石防止林						二					二	二	二
類雪防止林													
防風林													
魚付林													
風致林													
風致林													
土砂防止林													
風致林													
風致林													
水害防備林													
合計	一〇三	一〇三	一六	三三三	二	二二九	一	一四六	七	二二七	二一	一五八	
制限	一〇三	一〇三	一六	三三三	二	二二九	一	一四六	七	二二七	二一	一五八	
禁止	六六四	六六四	六	八四	三	八四七	一	二七	一	二七	一	二七	
計	一〇三	一〇三	一六	三三三	二	二二九	一	一四六	七	二二七	二一	一五八	

口、郡市別保安林面積

郡市名	民有	御料	國有	計
岐 市	三〇五	二〇五〇	〇	二六八五
大 郡	〇	〇	〇	〇
稻 葉 郡	八八〇	〇	〇	八八〇
羽 島 郡	五六二	三八〇	〇	九四二
海 津 郡	三三〇	〇	〇	三三〇
不 破 郡	四五七	〇	〇	四五七
安 八 郡	九二二	〇	〇	九二二
揖 斐 郡	九一九	七〇	〇	一〇六九
本 巢 縣	二二四	〇	〇	二二四
山 本 縣	〇	〇	〇	〇
計	一五八	二六六〇	〇	二八一八
郡市名	民有	御料	國有	計
武 儀 郡	七六四	一〇	〇	七六四
加 上 郡	一六九	〇	〇	一六九
可 兒 郡	四八三	〇	〇	四八三
土 岐 郡	二四八	〇	〇	二四八
惠 那 郡	六二二	〇	〇	六二二
益 田 郡	二五五	〇	〇	二五五
大 野 郡	二五七	〇	〇	二五七
吉 城 郡	三六四	〇	〇	三六四
計	一五八	二六六〇	〇	二八一八

保安林施業に就ては、森林法、同施行規則及び同施行手続に基き明治四十二年五月縣令第十九號を以て森林法施行細則を公布し、保安林の施業方法を規定し各種の施業に際しては出願せしめ、國土保安上の關係並に施業の適否を査覈して處分を爲しつゝあり。最近三ヶ年間の平均取扱件數八百三十七件に及ぶ。

森林開墾制限禁止地

明治四十年、保安林以外の森林にして國土保安上開墾を制限又は禁止するの必要あるものは先づ以て區域を劃して森林の開墾制限禁止地に編入し、同四十四年政府の指示に基き更に調査未済の箇所を調査し之を編入せり。而して第一回の編入の區域に對しては、大正元年以降五ヶ年間に全部調査し、國土保安上必要の程度に應じ或は保安林に編入し或は之が制限禁止を解除せり。昭和元年末森林開墾制限禁止地面積左の如し。

郡市	制限地	禁止地	備考
岐 市	〇	一六	區域を以て禁止處分したるものなし
海 津 郡	〇	〇	
揖 斐 郡	〇	〇	
山 本 縣	〇	〇	
武 儀 郡	〇	〇	
計	〇	一六	

加茂	八六〇三二	四八	八六四八〇	八六四八〇
惠那	二四七二八二	九〇	九〇	九〇
益田	三三九一〇	一	三三九一〇	三三九一〇
大野	四八六九五二	一	四八六九五二	四八六九五二
吉城	一四九六二〇	一六〇	一四九六二〇	一四九六二〇
計				

森林開墾制限地に於ける開墾に付ては森林法施行細則に依り總て出願せしめ處分しつゝあり。

最近三ヶ年平均取扱件數三百五十六件に及ぶ。

砂防法指定地

明治三十一年砂防法に基き治水上重要な地域にして且河川に近接し土木的設備を要する箇所及び施業制限を要する箇所を砂防設備地又は制限地に指定せり。其の後數次に亘りて更に夫々指定し現在砂防法指定地面積七萬一千五百餘町歩に達す。

郡市別面積左の如し

郡市	設備地	制限地	計	郡市別	設備地	制限地	計
岐	一九九	一四三九	一九九	郡	一八六〇	八五四	二七一四
稻葉	五八八	一五三	七二七	加茂	九二八	三八四五	一三〇六三
海津	一〇四一	一五三	一九三	可兒	二三八四	五五九	二九四三
養老	三五〇	二八八	三三三	土岐	二二〇六	二八一	二三八七
不破	四八七	一〇九	五九六	惠那	六〇九二	八八一	六八九三
掛	三〇一〇九	八三八	三〇八八七	益田	一四四八	二九八	一六四六
本巢	一五〇一〇六	五五七二八	二〇五八三四	大野	三〇〇	六三〇	九三〇
山縣	三九七九	一九〇四二	二三〇二一	計	三三三二	二八二	二六三四
武儀	一〇六四	五八三	一六四七	計	六〇八八二	九五〇九九	七一九八一

砂防法指定地に於ける各種施業に就ては明治三十二年縣令第四十六號砂防法に依り指定地取締規程に依り總て出願せしめ處分しつゝあり。

山地作業取締

木曾川及び庄川流域に屬する公有、社寺有及び私有林野にして前記三項以外の林野に於ける一切の作業は明治二十四年六月縣令第三十六號民有山地作業取締規則に依り總て出願せしめ處分しつゝあり。

最近三ヶ年平均取扱件數九百三十一件に及ぶ。

造林命令地

往時に於ける森林濫伐暴採の積弊は隨所に禿禱崩壞を誘致し極度に森林を荒廢せしめたるものあり。一度荒廢に歸するや尋常の手段にては容易に復舊せしむること不可能にして殊に土質軟弱にして輕鬆なる林地に於ては降雨毎に土砂の流失夥しく耕宅地に障害を及ぼす虞あるを以て治水上速に復舊を要する荒廢地に對しては森林法第七條に依り命令を發して地盤保護造林又は工事を施行せしめたり。

造林命令地左の如し。

命令年月日	郡	所	町	村	在	大字	地	字	地	目	面	積	土地所有者
大正 三三〇	惠	那	岩	村	大	高	山	松	山	林	町	九七〇〇	岩村町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	町	六六三三	大井町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	町	一八七三〇	多治見町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	町	二九二〇	平牧村
大正 四四〇	惠	那	川	上	大	森	山	平	同	同	町	三六〇〇	川上村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	町	三三〇〇	兼山町
大正 八二六	大	野	上	兼	中	岩	山	洞	同	同	町	五〇〇〇	上枝村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	町	八六二六	青墓村
大正 一〇三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	町	二五二四九	今井千卷
計	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	町	二五二四九	外三十七名

造林命令地に於ける地盤保護工事に對しては荒廢地復舊費補助規程に依り補助金を交付し助成せり。

荒廢地復舊事業

明治四十三年全國各地に未曾有の大水災あり、慘害劇甚を極む。茲に於て政府は同年臨時治水調査會を設け、之が臨機應急策竝に根本策討究の結果、治水事業計畫案を樹立し、明治四十四年度以降同六十一年度に至る十八ヶ年の繼續事業として總經費千五百五拾八萬七千五百圓(農商務省所管)支出の豫定にて同四十四年四月農商務省令第十六號を以て荒廢地復舊費補助規則を發布し、荒廢地復舊費に對し國庫補助金を交付せらるることとなりたるに依り本縣に於ても同年六月縣令第廿四號、荒廢地復舊費補助規程を公布し、治水上重要な關係を有する公有社寺有及び私有に屬する保安林又は森林法第七條に依り造林を命じたる土地の荒廢地復舊に必要なる地盤保護工事を施行したるものに對し其の經費の六分の五以内の補助金を交付することとし、明治四十四年度より實行せり。

當時調査したる縣下林野の崩壞地は七百二十八萬三千餘坪にして、木曾川流域二百七十五萬坪、長良川流域五十九萬四千坪、揖斐川流域百十四萬五千坪、神通川流域十三萬三千坪、土岐川流域二百五十九萬一千坪、矢作川流域七萬坪にして、何れも治水上急速施工を要すべきものたり。而して右の内林業上の設備を本位とし簡易なる土木的設備に依り復舊し得らるべき四百十七萬八千七百八坪及び其の附近の禿禱地の復舊費として大正五年度より同十八年度に至る十四ヶ年間に總經費四十二萬六千九百七十二圓を以て縣直

營の下に荒廢地復舊事業施行の計畫を樹て大正四年通常縣會に提案し縣會の協賛を得て大正五年度より事業に着手せり。

本計畫工事施行面積四百町歩植樹面積二千四百町歩合計二千八百町歩にして之れが施行地は荒廢地復舊の模範を示し且工事の完成を期する爲め縣が地上權を設定し己に崩壞したる土地に對しては土木的工事を施行し崩壞すべき虞ある箇所及び禿地に對しては植樹を爲し共に樹木を造成せしめ補助事業と相俟つて可及的速に治山治水の實を擧げんとす而して其の後物價騰貴の爲め既定の經費にては維時困難となるに到りたる一面國庫補助金配當額増加せられたるに依り大正九年度に於て既定計畫を變更し同十年度より總經費五十二萬六千餘圓に更正せり。

然るに大正十三年度に到り再び事業の計畫を改定する必要を生じたり即ち

- 一、財政緊縮の爲め既定經費の二割繰延を要する事。
 - 二、政府に於ける治水事業繼續年期繰延せられたると國庫補助歩合減少したるに依り繼續年期の延長を要する事。
 - 三、經費の節約を圖りたると施業方法を改めたる事。
- 地盤保護工事は從來地元町村の請負に依り執行し來りたるも既往の實績に徴し將來主として縣直營に依り施行する事。

大正十五年度に於て治水事業繼續年期を昭和十年年度まで繰延せられたるに依り本縣に於ても更に事業計畫の改訂を行ひ繼續施行中なり。
地上權設定地其他事業成績左の如し。

イ、荒廢地復舊地上權設定地

(昭和二年十月三十日現在)

郡	町村	實測面積 (ヘクタール)	契約年月日	土地使用料	存續期間	土地所有者	備考
揖斐郡	宮地	一四二二	大正二五 二六 二九	十分ノ一	三五	宮地村宮地外十一大学	
	鷺沼	三九五	同	十分ノ三	三五	鷺沼村西町組古市場組	
	倉知	五二六	同	十分ノ五	三五	倉知村	
	下米田	七二〇	同	十分ノ五	三五	下米田村大字則光	
	帷子	一四三四	同	十分ノ五	三五	帷子村	
	錦津	五〇五	同	十分ノ五	三五	錦津村	
	上之郷	一九〇四	同	十分ノ五	三五	上之郷村	
	平牧	一〇八〇	昭和二二 二六 二七	十分ノ五	三五	平牧村	
	姫治	一三三七	大正二五 二六 二八	十分ノ四	三五	姫治村	
	小泉	七〇四	同	十分ノ三	三五	小泉村	

年度	面積	本數	經費	面積	本數	經費	備考
昭和十四年	一七三七	二八八七五〇〇	—	—	一七三七	二八八七五〇〇	三〇〇三〇四九
昭和十五年	二二二六	三七六〇三〇〇	—	—	二二二六	三七六〇三〇〇	三〇〇二二七
計	三九五三	六六四七八〇〇	—	—	三九五三	六六四七八〇〇	一八五八 四〇〇六五二七 三九六六八六

八、地盤保護植樹成績

年度	新植		補植		計		備考
	面積	本數	面積	本數	面積	本數	
大正五年	八二八四	四七四七〇〇	—	—	八二八四	四七四七〇〇	合計中に手入 面積及經費を 含む 木灰代苗木掘 取荷造運搬假 植糞等を植 栽したるも植 栽は翌年度に 爲す
同六年	九九一七	六〇一〇〇〇	七七三五	九九〇〇〇	一七六五二	七〇〇〇〇〇	
同七年	七五六三	五四〇〇〇〇	九四二一	一四三二〇〇	一六八八四	六八三二〇〇	
同八年	二二九九	一〇五二〇〇〇	六〇三三	八九〇〇〇	一八四一八	一、四〇〇〇〇	
同九年	一五五〇	一〇九二六〇	八七二七	一四八、〇〇〇	二三三六九	一、四七四六六	
同十年	五九五〇	五〇五、〇〇〇	七九三三	一一、〇〇〇	二七四三	六六〇〇〇	
同十一年	二七七六	二六、〇〇〇	三三三三	四六、〇〇〇	五九〇九	二七、〇〇〇	
同十二年	五五五三	三九六、〇〇〇	二三八〇	五〇、〇〇〇	七九三三	四四六、〇〇〇	
同十三年	九九一	六六、〇〇〇	—	—	九九一	六六、〇〇〇	
同十四年	六四四	三九、〇〇〇	—	—	六四四	三九、〇〇〇	
同十五年	六四四	三三、〇〇〇	—	—	六四四	三三、〇〇〇	
昭和元年	六八四〇九	五〇五、〇九	四四一五二	六六、四〇〇	一二五六〇	五七七三三〇	
計	六八四〇九	五〇五、〇九	四四一五二	六六、四〇〇	一二五六〇	五七七三三〇	

二、地盤保護竹林造成

郡	町	村	植栽面積	大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年		昭和二年		計
				植栽	其他	植栽	其他	植栽	其他	植栽	其他	植栽	其他	
可兒郡	小岐村	津泉	〇、一九八	一七八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一九八
同	土岐	世津	〇、〇九	一六〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六、〇〇〇
同	明岐	世津	〇、〇九	九四四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、四四〇
同	土岐	並岐	〇、〇二八	一三五三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、三五三六
同	武並	並岐	〇、二五七	二四六八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四、六八三
計	那	並岐	〇、七九一	七七、〇五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七七、〇五九

木、自明治四十四年度至昭和元年度 町村別補助工事成績

郡	町	村	施業面積	施業經費	補助		計	備考
					國庫補助	縣費負擔		
海津郡	青城	青城山	一五、一八三	一、三六八七五〇	—	—	一、三六八七五〇	
同	宮地	宮地	四、七三	一、〇〇一三〇	—	—	一、〇〇一三〇	
同	方縣	方縣	一、二八四三	六三、一八〇	—	—	六三、一八〇	
同	常盤	常盤	四、一九五	一、五七〇九〇	—	—	一、五七〇九〇	
同	蘇原	蘇原	一、二二七	一、九一一五九〇	—	—	一、九一一五九〇	
計	計	計	二九、二二六	四、二四三八〇	—	—	四、二四三八〇	
山縣郡	岩野	岩野田	四八、二六一	六、四九九九〇	三、二四八四〇〇	—	九、六九八三〇	

縣 有 林

七六

基本財産を造成し併せて林業經營の模範を示さむが爲め揖斐長良飛驒木曾の四流域四箇所に、總面積千九百六十九町步餘（一部返地したるものあり現在千八百七町步餘なり）の縣有林を設定せり。

久瀨縣有林

明治三十九年揖斐郡藤橋村地内に於て、御料林及び之に介在する小面積の國有私有地合計實測面積九百十九町二反五畝步を金四萬參百七拾八圓を以て購入し、同四十年施業計畫案を編成せり。

本施業計畫は全面積の内施業地面積八百十五町五反步、除地八十五町八反五畝步、禁伐林十七町九段步とし、明治四十年より昭和元年度に至る二十ヶ年間に毎年三十町步づゝ扁柏八分、杉二分の割合を以て、六百町步の喬林を造成し、明治四十三年より昭和元年度に至る十七ヶ年間に毎年七町五反步宛樺一、櫟二の割合を以て百二十七町五反步の中林を造成する計畫にして、喬林の伐期を八十年、中林に於ける下木の伐期は第一回を二十

年、第二回以後は十五年目とし、上木の伐期を百二十年とせり。尙二十町步を試験林として、椎茸、雁皮、三椏、黃蓮、五倍子の試植栽培及び製炭、醋酸、石灰製造の試験を施行することゝし、明治四十一年より六十八町步を岐阜農林學校演習林に定め、大正十三年叙上施業地中の十八町步を揖斐實業學校演習林となし、造林、測樹、其他林産製造の演習の用に供せしむ。又大正十四年杉間伐試験地を、昭和二年四月杉扁柏一年生造林の試験地を設定せり。明治四十一年度より向ふ十九ヶ年間に毎年金貳千圓宛、總計參萬八千圓の縣費を補充することゝし、明治四十一年度より特別會計に移し經營し來りたるも、物價騰貴の爲め豫定の事業を遂行すること能はざるに至り、大正九年施業案を改訂し、五百二十町五反步の人工造林と、二百九十五町步の天然更新による雜木林を造成することゝし、昭和二年の春新植事業を完了せり。其の植栽面積は五百二十町四反二畝十步なり。

増設縣有林

明治四十年縣有林の増設を企畫し、同年縣會の協賛を得、長良川の上流、郡上郡奥明方村飛驒川の上流、大野郡山之口村、木曾川流域の惠那郡加子母村の各村有林に地上權を設定し、明治四十一年度より昭和二年度に至る、二十ヶ年繼續事業として金八萬四千圓の繼續

七七

年期支出を決定し、同四十一年度より事業に着手せり。

奥明方縣有林は大正四年度を以て全部植栽を完了し、加子母縣有林は設定當時實測三百五十七町五反八畝二十五歩なりしが、一部地上權設定契約解除を爲し現在全面積百七十六町七畝二十五歩にして、植樹すべき箇所は昭和元年度を以て終了せり。
山之口縣有林は目下造林中にして今後十ヶ年間に植栽完了の豫定なり。

イ、縣有林別面積

縣有林名	所在地	實測全面積	土地に關する權利	契約年月	存續期間	分收歩合	土地所有者	造林期間	造林面積	要造林地面積	備考
久瀨	藤橋村	九九二五〇〇	所有權					自明治三〇年至昭和二	五〇、四二〇		
計		九九二五〇〇							五〇、四二〇		
奥明方	郡上方	二四九六元	地上權	明治四二	十分	十分	郡上方	自明治四四年至大正	二四九六元		以下増設縣有林
加子母	惠那郡加子母村	一七六〇七五	地上權	同	同	同	惠那郡加子母村	自明治四四年至昭和元	一五、七三四		除地三町五〇一
山之口	大野郡山之口村	四九七二七	地上權	同	同	同	大野郡山之口村	自明治三三至昭和二	二四九六元		天然更新地及除地九町八
合計		一八〇七四二二							一八〇七四二二		

ロ、縣有林年度別植栽面積及經營費

年度	樹種	面積	加子母	山之口	奥明方	經營費	備考
明治三十九年	扁柏・杉	一九八〇〇				一四、七七〇	明治三十九年度は事業準備經費
同四十年	扁柏・杉	一八〇〇〇				二九、七六三	
同四十一年	扁柏・杉	五三、四三四				七四、一五八	
同四十二年	扁柏・杉・榿	三六、〇三三				七四、六六五	
同四十三年	扁柏・杉・榿	三八七〇〇				一三、五九二	
同四十四年	扁柏・杉・榿・漆・楡・五倍子	四、四三六	扁柏	二七五〇〇	扁柏・漆	三、五六二	一七、〇七九
同四十五年	扁柏・杉・榿	三七五〇〇	扁柏	四〇、八〇〇	扁柏・漆	四、二六四	一六、七三三
大正元年	扁柏・杉・榿	四七、〇〇四	扁柏・杉	一五、二〇〇	扁柏	三、二九〇	一六、三七八
同二年	扁柏・杉・榿	四〇、六五四	扁柏・杉	一五、〇〇〇	扁柏	三、一〇一	一五、九二五
同三年	扁柏・杉・榿	三七、三〇一	扁柏・杉	一八、九七五	扁柏	一、四七二	一六、八五四
同四年	扁柏・杉	三〇、五〇〇	扁柏・杉	二〇、九〇三	扁柏	一、〇五九	一六、〇五九
同五年	扁柏・杉	三三、七〇〇	扁柏・杉	二六、〇〇〇	扁柏	一、〇五九	一六、〇五九
同六年	扁柏	一五、〇〇〇	扁柏・杉	一四、〇〇〇	扁柏	一、〇五九	一六、〇五九
同七年	扁柏	三三、四〇〇	扁柏・杉	二七、五〇〇	扁柏	一、〇五九	一六、〇五九
同八年	扁柏・杉	二九、四七〇	扁柏	一九、六〇〇	扁柏	一、〇五九	一六、〇五九
同九年	扁柏	七五、〇〇〇	扁柏	二〇、〇〇〇	扁柏	一、〇五九	一六、〇五九
同十年	扁柏	七五、〇〇〇	扁柏	二〇、〇〇〇	扁柏	一、〇五九	一六、〇五九

計	人夫小屋	倉庫	四五	同同	草亞鉛葺	一八〇〇 一〇〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇
---	------	----	----	----	------	----------------------------	----------------------------------

三、評價額總計

(土地
建物)

壹百四萬八百八拾八圓

林業團體

森林組合

林業を合理的に經營し且管理を適正ならしむるには、大面積の森林を必要とす。而して私有林の多くは各種の沿革的事由乃至は地方經濟的事情に制せられて、過小に分割せられ其の經營も亦不規則放漫に委せられ勝ちにして、就中共有林は其の經營頗る粗放に流れ、荒廢に歸し居るもの尠からず、斯くては林業經濟上不利益なるのみならず、國土保安上支障あるべきを以て、現行森林法に於て特に森林組合制を設け林業の合同企業に便せむとし、明治四十年勅令第三百四十八號森林組合令を發布し、次て同四十四年農商務省令第十五號森林組合設立獎勵規則を制定せられ國土保安の爲め造林を目的とする組合の設立に對しては設立獎勵金を交付せらるゝを以て極力之が設立を勸獎せり。而して本縣に於ては明治四十三年度以來縣費を以て森林組合の行ふ造林費に對し補助金を交付し尙昭和元年度よりは國庫の獎勵金を受け林道、索道、貯木場の設置及び木炭倉庫の建設費等に對し新に補助金交付の途を啓き其の事業の助成に努めつゝあり。其の結果頗る

組合設立の機運を促進し目下設立計畫中のもの十數組合に達す。
 現在組合數三十九地區面積一萬二千四百餘町步組合員二千五百四十一人にして組合名稱其の他左の如し。

名 稱	事務所位置	地區面積	事業年度	總會期	設立許可年月日	組合員數
黒津山造林土工森林組合	揖斐郡長瀬村大字長瀬	四七八二三	至自	三月	昭和二六年	二六人
長良造林施業森林組合	揖斐郡清水村大字長良	一九九二四	至自	九月	昭和二八年	四六
三ツ谷造林施業森林組合	大野郡清見村大字三ツ谷	二〇六七二	至自	一月	元二・二一	七
坂下造林施業森林組合	大野郡清見村大字坂下	三二二〇〇	至自	一月	元二・二一	六
大原造林施業森林組合	大野郡清見村大字大原	一七二〇〇〇	至自	二月	元二・二八	四
根尾施業森林組合	本巢郡生津村大字生津	三二七二〇	至自	十月	三・二三	三
御大興 御念阿妻造林土工森林組合	惠那郡吉田村大字阿妻	二五八五〇	至自	一月	四・六二九	三
東野村下組施業森林組合	惠那郡東野村	四三六〇八	至自	一月	四・〇六	一五
東野村上組施業森林組合	惠那郡東野村	一九二〇三	至自	一月	四・〇六	一四
毛鹿母造林施業森林組合	惠那郡笠置村大字毛呂窪	一五五五九	至自	一月	四・〇六	二八

羽根施業森林組合	吉城郡河合村大字羽根	三六六〇〇〇	至自	九月	四・〇九	二〇
元田施業森林組合	吉城郡河合村大字元田	七七四〇〇	至自	九月	四・〇九	四〇
保施業森林組合	吉城郡河合村大字保	三三九三三	至自	二月	四・〇九	八一
萬波施業森林組合	事務所 東州市牛込區西五軒町 出張所 吉城郡坂下村大字萬波	五二九〇〇〇	至自	十月	四・二九	九
姫栗造林土工森林組合	惠那郡笠置村大字姫栗	一六九六〇	至自	一月	四・三二	六
岐禮治山造林森林組合	安八郡神戸町大字神戸	一八三三三	至自	一月	五・二三	二
無數原施業森林組合	益田郡小坂町大字無數原	七二〇〇〇	至自	十二月	五・二七	九
林施業森林組合	吉城郡坂上村大字林	二二二〇〇	至自	九月	五・八一	六
茄子川造林土工森林組合	惠那郡坂本村大字茄子川	三六七二二	至自	一月	五・八七	三〇
大井施業森林組合	本巢郡席田村大字加茂	二九四一九〇	至自	三月	六・七三	三〇
上ヶ島施業森林組合	吉城郡河合村大字上ヶ島	一〇〇〇〇〇	至自	九月	六・一一	三三
月ヶ瀬施業森林組合	吉城郡河合村大字月ヶ瀬	一〇〇〇〇〇	至自	二月	六・〇一	一九
裏木曾施業森林組合	惠那郡付知町	九四七九四	至自	三月	七・五七	三
西宮施業森林組合	本巢郡席田村大字加茂	一四三六五九	至自	三月	七・八二	一五
東津汲施業森林組合	揖斐郡久瀬村大字東津汲	二二五五五	至自	一月	八・五五	九

内ヶ谷施業森林組合	本巢郡席田村大字加茂	三五〇〇〇	實測一〇九・五二七	至自	三三	三	月	二一七七	三五
上稻越施業森林組合	吉城郡河合村大字稻越	六九三三	見込七〇〇〇〇	至自	三三	四	月	二二二三	五
上村本郷造林施業森林組合	惠那郡上村役場	六四六二八	實測九七・七三三	至自	三三	二	月	二二五九	一五
上村飯田洞造林施業森林組合	惠那郡上村	一三三〇五	一九八・七〇四	至自	三三	二	月	二四二二八	九
谷井尻施業森林組合	可兒郡上之郷村大字井尻	四一五三二	見込五三〇〇〇	至自	三三	四	月	二五四二〇	八
鳥屋市造林保護土工森林組合	武儀郡上之保村	三八四二六	五七〇〇〇〇	至自	三三	一	月	二五七三二	五
上方施業森林組合	養老郡養老村大字上方	一七六九	八〇〇〇〇	至自	三三	四	月	二五九三五	九
萩原造林施業森林組合	土岐郡稻津村萩原	八二八七	二〇〇〇〇	至自	三三	二	月	二五九三五	九
唐谷施業森林組合	養老郡高田町大字高田	四四七六	六三〇〇〇	至自	三三	四	月	二二二四	九
白岩造林保護土工森林組合	山縣郡北山村大字神崎	二八四二二	九二五〇〇	至自	三三	四	月	二二四二	二
迫間造林保護土工森林組合	加茂郡田原村迫間	三三三〇九	二九〇〇〇	至自	三三	四	月	二二七三	二九
杉坂谷造林保護土工森林組合	郡上郡西和良村大字洲河	三六六〇三	六四〇〇〇	至自	三三	四	月	二九二二	二四
八百津造林保護土工森林組合	加茂郡八百津町	一八五二八	二五〇〇〇〇	至自	三三	四	月	二〇二九	三
手賀野施業土工森林組合	惠那郡中津町手賀野	六〇〇〇〇	實測六三・三二五	至自	三三	四	月	二二二二	一四
計		二二八〇六二八	二二四〇一八三						二五四一

木炭同業組合

木炭の生産並に販賣上の弊害を矯正し組合員共同の利益を増進するの目的を以て重要物産同業組合法に依り設立したる木炭同業組合一、同法準則に依り設立したる木炭業組合一にして名稱其の他左の如し。

名	稱	事務所位置	地	區	營業の種類	設立認可年月日	組合員
郡上郡木炭同業組合		郡上郡八幡町	郡上郡一圓	一圓	木炭製造業及販賣業	大正 二二・五九	二二六
多良木炭業組合		養老郡多良村	養老郡多良村一圓	同	同	二二・二五	四四

岐阜縣山林會

創立 明治三十八年十二月八日日本縣廳内に發起人會を開き、會員募集の方法、假會則等を決定し、翌三十九年二月、會員の募集に着手し、同四十一年一月迄に會員一千七百五十六名、會員離出金八千貳百拾壹圓に達したるを以て、二月十六日縣會議事堂に於て創立總會を開き、會則、役員の選定、經費豫算、事業豫定等の一切を議定せり。
當時本會の役員は會長一名、副會長二名、評議員三十名にして評議員會に於て必要あり

と認むるときは、五名以内の常議員を置くことを得ることとせり。而して、本會事務所を本縣山林課内に置き、山林課員を幹事に囑託し、稻葉羽島安八以外の各郡役所に支部を設け、郡長を支部長に、郡役所首席郡書記及林業技手を支部幹事に囑託し、會務を處理せり。而して通常總會は毎年一回開會し各支部に於て交互に之を開催することとせり。

組織變更 大正八年五月農商務省令第十八號を以て山林會補助規則發布せられたるを機とし、一層會の基礎を鞏固にする爲め法人組織に變更するの必要を認め、大正八年七月七日之が創立總會を開き定款を議定し、同年十月四日農商務大臣の認可を得て公益社團法人と爲りたり。

同山林會より引繼を受けたる本會の資金は八千餘圓にして、會員は名譽會員五十八名特別會員三百四名、通常會員二千六十八名、合計貳千四百三十名なりき。而して役員は理事三名、評議員三十名とし、内理事中二名は本縣知事及び内務部長を評議員中一名は本縣山林課長を推薦し、他は會員中より選舉することとせり。其の後會務の發展に伴ひ評議員増加の必要を認め、大正十五年四月十五日總會の決議を経て十名増加して四十名となし、同年五月二十四日主務大臣の認可を受けたり。

事業の概要

圖書雜誌の發行

- イ、竹林造成法 大正二年十二月二十五日發行
竹林翁として知られたる故坪井伊助氏の著述なり。
- ロ、竹林圖譜 大正三年三月一日發行
前記竹林造成法と關聯して發刊せるものにして、石版着色圖譜なり。
- ハ、岐阜縣林産物一斑 大正三年十一月十五日發行
縣内林産物を産地別に其の原料製作方法、販路、産額、従業人員及び運搬賃等總てを網羅せり。
- ニ、林業國 明治四十一年十一月二十日初號發刊
本會の機關雜誌にして、當初岐阜縣山林會報と稱し、年二回の發行なりしも、大正四年十月より月刊に改め、爾後引續き毎月一回發行しつゝあり。大正七年一月より題號を林業國と改め、毎月三千七百部を發刊し、會員及び林業に關係ある官

公署、學校等へ無償配付するの外、廣く一般の講讀者に低廉なる實費を以て配付しつゝあり。

學事獎勵金給與

明治四十三年八月より大正二年度迄、林業教育獎勵の爲め縣立農林學校林科優等生に對し、一名一ヶ月壹圓乃至貳圓宛一學年三名を限りて、獎學金を給與せり。

其の獎學金を受けたる生徒十二名にして、卒業後も優秀の地位を保ちつゝあり

林產物品評會

本會主催の下に開催せる林產物品評會左の如し

年 度	開催地	種 別	備考	年 度	開催地	種 別	備考
明治四十四年	揖斐郡揖斐町	木炭品評會		大正八年	惠那郡中津町	林產物展覽會	
大正二年	加茂郡古井町	林業展覽會		大正九年	本巢郡北方町	植 林 品 評 會	
大正三年	養老郡養老村	林產物品評會		大正十一年	益田郡萩原町	同 前	
大正五年	武儀郡美濃町	同 前		大正十三年	大 垣 市	同 前	
大正六年	郡上郡八幡町	林產物品評會		大正十五年	惠那郡大井町	林產利用品々評會	
大正七年	岐 阜 市	同 前					

以上十一回にして本會總會と同時に之を開催し觀覽者多數にして何れも新業獎勵上並に林業思想普及に及ぼしたる効果大なりと認む

林業講演會

本會總會の際、林學者及び林業家を招聘して、林業講演會を開催せり。明治四十一年岐阜市に於けるより大正十五年大井町に於ける間前後十八回に達す。

植林品評會補助

林業獎勵の爲め町村若は郡等を區域とする植林又は竹林の品評會に對して、一回金參拾圓程度の補助金を交付し來れる結果、竹林の改良、造林地の手入保護等著しく改善されつゝあり。今後も引續き實施の見込なり。

大正四年度開始以來實施せる箇所數左の如し

年 度	箇 所	補 助 金	年 度	箇 所	補 助 金
大正四年	四	一、二〇、〇〇	大正十一年	一	三〇、〇〇
大正五年	四	八〇、〇〇	大正十二年	三	三〇、二、五二
大正六年	五	八五、〇〇	大正十三年	五	一九四、〇五
大正七年	四	二五〇、〇〇	大正十四年	六	三七〇、八九
大正九年	一	二〇、〇〇	昭和元年	六	二〇六、二〇
大正十年	三	九〇、〇〇	計	四四	

林產物改良講習會

明治四十年八月大野郡山之口村に於て、挽物製造講習會を開催したる以後、一時中止したるも大正十二年度より之を復活して、竹細工・製炭・木

箸・細竹利用・磨丸太・指物等農山村の副業として適するものを選定して講習會を開催しつゝあり。

其の年次別回数左の如し

年 度	種 別	回 数	經 費	年 度	種 別	回 数	經 費
大正十三年	竹細工	一			製炭	一	
	木箸	二			指物	一	
	竹計	九			製竹計	一	
	細竹利用	三			炭工	七	
	木炭俵裝改良	二				三	
大正十四年	磨丸太	一				〇	

製炭事業 製炭改良獎勵の爲め郡上郡奥明方村及び大野郡山之口村所在縣有林の雜木障害木の無償交付を受け、明治四十二年三月より四ヶ年間に木炭五十七萬二百四十六貫餘を製造販賣を爲し、製炭法の改善指導に資する所ありたり。

林業試験 桐樹竹林の造成、山葵栽培の模範を示す目的を以て、左の試験地を設定せり。

イ、桐樹造林試験地

箇 所	面 積	植 栽 本 數
武儀郡關町	一、六二六 ^反	二二七 ^本
稻葉郡黒野村	一、五〇九	一一三
計	三、一三五	二四〇

大正十三年春植栽、同十四年春臺切をなし、枝下十三尺に仕立て、現在目通直徑四寸内外にして、成績良好なり。

ロ、竹林造成試験地

箇 所	面 積	母竹植栽本數
不破郡垂井町	一、一二九	一〇三 ^本
揖斐郡北方村	一、五〇〇	一一〇
計	二、六二九	二一三

大正十三年新植し、施肥、敷草等の手入を行ひつゝあるも、新植後の年次淺きを以て、未だ充分なる成林を見るこゝ能はずと雖も、新竹の發生良好なり。

ハ、山葵栽培試験地 大正十二年養老郡時村に設置したるも、養水不足せる爲め之

工 9C 12

昭和二年十一月廿五日印刷
昭和二年十一月三十日發行

岐阜縣內務部

印刷者 河田貞次郎

岐阜縣大垣市郭町百五十三番戶
西濃印刷株式會社代表者

印刷所 西濃印刷株式會社
岐阜支店

岐阜縣岐阜市七軒町十一番地

終